

那 監 公 表 第 7 号

令和6年2月15日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	前 泊 美 紀

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和4年度及び令和3年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別添のとおり公表します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和4年度テーマ】
出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について

合計（件数）		措置状況	
指摘の件数		改善の必要性	処理区分 件数
32		要	処理済み 16
			取組中(A) 16
			未措置 0
意見の件数	181	不要	— 0
		改善の必要性	処理区分 件数
			整理済み 70
		要	取組中(A) 76
149		不要	未措置 0
			— 3

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが「出ていない」として記載されます。
- (5) 「処理区分」欄には、改善が検討された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されています。改善が途中で検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきであったものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

課
圖
措
善
改
查
監
部
外
(令和4年度報告書分)

1624

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
26	都市計画課	37 53 104	指摘 事項	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施して いない。 第三セクター等に関する総務省指針第2、1 (3)に「地方公共団体は、経営・資産債務の状 況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価 を行うことが必要である。」と記載されているにも 関わらず、市は泊ふ頭開発株の評価を行って いない。 なお、第三セクター等の評価を行うにあたって は、単に年1回業績や事業概要を把握するだけ では不十分であり、当該指針に記載されている 以下の点に留意して評価を実施する必要がある ため、留意されたい。 ・第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、 採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行 う。 ・費用対効果に留意する。	要	泊ふ頭開発への定期的なモニタリングを行う体制 を整備するとともに、事業状況、財務状況、経営状 況等を継続的かつ定期的に評価するための具体的 手段について、ID8を踏まえ検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
30	都市計画課	37 54 106	指摘 事項	【泊ふ頭開発株式会社】 ○ファイナンス・リース取引の会計処理が誤って いる。 泊ふ頭開発が令和3年10月にリース契約を 締結している空荷ヒートポンプチャラーの賃借取引 については、会社計算規則で原則として売買処 理することが規定されているファイナンス・リース 取引に該当するものと考えられる。 しかしながら、泊ふ頭開発では、当該リース 取引について、売買処理ではなく賃借処理に より会計処理を行ってしまっており、会社計算規 則に照らした適切な会計処理になっていないか つた。 泊ふ頭開発は、会社計算規則等の一般的 に公正妥当と認められる会計基準に基づき適切 に会計処理する必要がある。	要	泊ふ頭開発が、会社計算規則等の一般的に公正 妥当と認められる会計基準に基づき適切に会計処 理するよう指導してまいります。	令和5年度	令和4年度内に売買処理へ修正しております。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
37	生涯学習課	46 51 113	指摘 事項	【公益財団法人那覇市育英会】 ○利益相反取引について理事会の承認を得ていない。 令和3年度において、那覇市育英会の理事が代表取締役を務める会社と那覇市育英会との間で取引が生じていた。(複合機のリース取引。取引金額は592,690円。) 当該取引は、利益相反取引に該当するが、那覇市育英会では取引開始にあたり、理事会での承認を得ていなかった。 この点、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に違反してしまっている。 那覇市育英会においては、理事が代表を務める法人を予め把握しておき、その法人と取引が生じる場合には、理事会の承認を得るような業務フローを確立し、法令違反の発生を防止する措置を講じる必要がある。 また、市は、那覇市育英会に対し、法令違反の発生を防止する業務フローの確立を指導すべきである。	要	那覇市育英会より、今後、同じような取引がある際は、事前に理事会に承認を得て、法令遵守に努めることを確認しております。	令和5年度	・ご指摘のあった「利益相反取引」については令和3年3月16日実施の理事会にて既に承認済みであることを確認しております。 ・令和5年7月21日に当県から育英会に対し、法令違反の発生防止のため、参考例として、プロボウガル等の審査の際にチェック項目をもうける等、審査段階で確認する体制をとっていることなどの助言を行っております。また、今後は、起案の際には利益相反ではないという文言を追加するよう育英会に対し、指導を行っております。	処理済み
39	企画調整課	53 116	指摘 事項	【公益財団法人那覇市育英会】 ○公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある 市が把握している令和3年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)が漏れていることが判明した。 第三セクター等に関する総務省指針第1には、第三セクター等の範囲に「地方公共団体が出捐している一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)」も含まれることが明記されているため、市の状況は当該指針に照らして妥当ではない。 市は、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)のうち、基本金その他これらに連帯するものの25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含めた上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。	要	令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」(国・県からの)照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたします。	令和5年度	令和5年7月3日付け、総財公第48号(令和5年7月4日付け、企字第396号)「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」の照会があり、記載漏れのあった団体を第三セクターとして回答いたしました。当該回答により、記載漏れを是正しております。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指導事項区分	指導事項 内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
40	生涯学習課	37 53 117	指導 事項	【公益財団法人那覇市青英会】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施して ない。 市は、那覇市青英会を第三セクター等を含め た上で、定期的に評価を実施する必要がある。 なお、第三セクター等の評価を行うにあたって は、単に年1回業績や事業概要を把握するだけ では不十分であり、第三セクター等に関する総 括者指針第2.1(3)に記載されている以下の点 に留意して評価を実施する必要があるため、留 意されたい。 ・第三セクター等が行う事業の公益性、公正性、 採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行 う。 費用対効果に留意する。	要	第三セクター等に関する所管部署である企画調整 課等と調整を行いながらモニタリング実施について 検討します。	令和09年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
45	生涯学習課	37 55 122	指導 事項	【公益財団法人那覇市青英会】 ○貸付積立金に複数財源の資金が混在してい る。 現状、貸付積立預金の中に、法人の運営資金 にも使用可能な市からの出捐金と、使途が貸付 金に限定されている寄付金が混在しているにも 関わらず、その内訳金額は不明であった。 このような状況においては、企業や個人からの 寄付金を法人の運営資金に使用してしまっても 気付かず、寄付金の意向にそぐわない寄付金の 使用を行ってしまう可能性が残り、問題である。 したがって、那覇市青英会は過去の入出金履 歴等に基づき、貸付金積立預金残高の財源別 内訳表を作成し、使途を確認しながら貸付金積 立預金の使用を行ってほしい。 また、財務諸表の利用者に誤解を与えること を防ぐためには、市からの出捐金部分について別 な勘定科目を使用することが望ましいと考えられ るため、検討されたい。	要	那覇市青英会及び当課にて協議した結果、那覇市 青英会において会計に関する内部規定を策定し、 指掲の市からの出捐金については別の勘定科目を 設けるなど検討します。	令和09年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	ちやーかん じゅう課	46 51 130	指摘 事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている シルバー人材センターの定款においては、1年以上会費を滞り続けた場合は会員資格を喪失すると定めているが、実際の運用上は、過去の理事会において会員資格喪失となる要件を3年以上とすることし、当時の理事会の決定を継続して適用していることである。 シルバー人材センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨を踏まえ、定款記載通りの運用を行うか、または、会員資格喪失要件を未経過期間3年以上とする内容で定款変更を行い、社員総会の決議を得る、といった対応を検討されたい。 また、市は、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、継続的にモニタリングすべきである。	要	他シルバー人材センターの情報を収集し、改善計画を作成したいと考えております。 市は、モニタリングの際、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、確認を行うようにします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
52	企画調整課	53 134	指摘 事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○公益法人が第三セクター等に該当するかどうかの判定に誤りがある 市が把握している令和3年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)も含まれることが漏れていることが判明した。 第三セクター等に関する総務省指針第1には、第三セクター等の範囲に「地方公共団体が出捐している一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)」も含まれることが明記されているため、市の状況は当該指針に照らして妥当ではない。 市は、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)のうち、基本金その他これらに準ずるものの25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含まれ、当該第三セクター等の拠出金な経費が維持されるように、経費状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。	要	令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」(の国・県からの)照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたします。	令和5年度	令和5年7月3日付け、総財公第48号(令和5年7月4日付け、企字第396号)「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」(の照会があり、記載漏れのあった団体を第三セクターとして回答いたしました。当該回答により、記載漏れを是正しております。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
53	ちやーかん じゅう課	37 53 135	指摘 事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施して いない。 市は、シルバー人材センターを第三セクター等 に含めた上で、定期的に評価を実施する必要が ある。 なお、第三セクター等の評価を行うにあたって は、直に年1回業績や事業推進を把握するだけ では不十分であり、第三セクター等に関する総 括的指標第2.1(3)に記載されている以下の点 に留意して評価を実施する必要があるため、留 意されたい。 ・第三セクター等が行う事業の公益性、公益性、 採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行 う。 ・費用対効果に留意する。	要	他市町村の第三セクターに対するモニタリングに 関する情報を収集し、第三セクター等に関する総括 的指標に留意しながら、モニタリングの実施による評 価を行うようにします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
82	保健総務課	55 167	指摘 事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○固定資産の現物確認が不十分 地方独立行政法人那覇市立病院固定資産等 管理規程第24条において、「那覇市立病院の固定 資産管理責任者は、定期的に随時に固定資産 の現物と固定資産台帳を照合しなければならない い」、「照合の結果、差異のあるもの又は損耗の 著しいものについて、その差異原因を調査しな ければならない」と規定されている。 そこで、那覇市立病院に対し、令和3年度の固 定資産調査状況を質問したところ、固定資産事 査を実施したことを明確に示す資料は作成され ていなかった。 那覇市立病院は、固定資産管理規程に基づ き、定期的に随時に固定資産調査を行い、実査 の結果、除却等の会計処理が必要と判断した場 合には、適時に会計処理を行う必要がある。	要	建替に向けて各現場と今後の機器購入及び削減 についてヒアリングが行われる予定です。 この機会に、固定資産管理の重要性を現場スタッ プに認識してもらい、現物と固定資産台帳を照合を します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
84	保健総務課	55 168	指摘 事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○資産管理ラベルが貼付されていない固定資産 があった。 固定資産の現物確認を行ったところ、資産管 理番号が記載された資産管理ラベルが貼付され ていない固定資産が2件存在した。 地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管 理規程第20条第5号には、器械備品には原則と して資産管理ラベルを貼付する必要があると規 定されているが、当該規定が適切に運用されて いるとは言いがたい。 また、那覇市監査委員による平成26年度財政 援助団体等監査においても同様の指摘がなされ ているにもかかわらず、今回の包括外部監査に おいても同様の指摘事項が発見される結果と なった。 那覇市立病院は、固定資産管理規程に従い、 固定資産に資産管理ラベルを貼付された。	要	動がれやすいため、平成 27年4月以降に取得した固定資産は動がれにくい素 材に改善し貼付位置も工夫しています。 平成27年4月以降令和4年度末現在までに取得し た固定資産は654件、就置される物や銅製小物を除 きすべて貼付しています。 ラベルが貼られていない固定資産については、取 得した際の状況が把握できたものはラベルを発行し 随時貼付しています。 今後は現物と固定資産台帳の照合を随時行う事 により、取得した際の状況を確認した上でラベルが貼 付されていない物品については、随時ラベルを貼り 付けます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
85	保健総務課	55 169	指摘 事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○東地なな御当日における消費分が適切に処 理されていない。 菓料室の東地なな御において、たな御当日(3 月31日)の消費分をシステム入力前にたな御を 実施していたため、システムで管理される帳簿上 の残高と現物の残高に差異(以下、たな御差異 と言う。)が生じていた。 東地なな御の精度に疑義が生じることに加え、 たな御差異の原因究明作業が二度手間となり非 効率である。 たな御当日の入出庫に関する取り扱いを含む 東地なな御手順を明確化したうえで、東地なな 御マニュアルである「那覇市立病院東地なな御 に関する事務取扱要領」に反映し、手順を徹底 されたい。	要	令和5年11月から業務管理システムが新しくなり、 その準備を進めておりますが、その中で、随時に 開するシステム管理機能の強化を予定しています。 また、その中で、たな御当日における消費分につ いても適切に処理されるようなチェック体制を確立して いきます。そして、業務管理システムが新しくなるタイ ミングで東地御前し手順を明確にして、「那覇市立 病院東地御前し手順に関する事務取扱要領」に反映して、 手順を徹底して厳守していきます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
87	保健総務課	55 170	指摘 事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○貸倒引当金の対象となる未収金が網羅的に 集計されていない。 人間ドックなどの健康診断に係る未収金を別シ ステムで管理していること起因して、当該未収 金残高が貸倒引当金算定上の未収金残高に集 計されていなかった。そのため、貸倒損失及び 貸倒引当金が53,017円過少計上となっていた。 保険請求分や公費請求分などを除いたすべて の未収金残高を貸倒引当金算定上の未収金残 高に集計すべきである。 なお、従前、健康診断に係る未収金を「公費」 という名称で管理していたことが該処理の要因と 考えられるため、名称を変更されたい。	要	医事と健診の未収金について、同じシステム上で 管理を行う事は実務上不可能となっています。過少 計上となっていた人間ドック等の未収金について、 貸倒引当金算定上の未収金残高に集計する様に財 務グループ内の処理マニュアルに追加し対応しま す。 また、「公費」の名称については、財務システムお よび実務上の対応が難しいことから、引き続き検討し ていきます。	令和5年度	健康診断の未収金に係る貸倒引当金の過少計 上については、財務グループのマニュアル整備を 行い集計漏れの無いよう、令和4年度決算におい て改善済みです。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
96	まちづくり協 働推進課	60 185	指摘 事項	【監査によるまちづくり推進事業】 ○事業報告書の内容に不備がある た。 令和3年度事業報告書は、以下の状況であつた。 ●実施した活動(事業内容)ごとに「参加人数」「所要額」の記載欄があるが、すべて空白であつた。 ●実施した活動(事業内容)を時系列で列挙するのみであり、その成果に全く言及がない。 いずれも、事業の評価はもとより、次年度以降の予算積算の根拠となる重要な情報である。しかし、現状では、事業評価の客観性及び予算積算の妥当性に疑義が残ると言わざるを得ない。 合理的な成果指標を設定したうえで実施すべき活動を計画し、その活動の成果を適切に評価し、かつ次年度以降の予算積算の根拠となるように事業報告書の改訂と必要情報の記入を徹底されたい。	要	事業報告書における記載欄への記入につきまして、は、徹底していきます。なお、人々との関係性を数値化することが難しいため、事業の評価指標をどうするか等、当協議会との意見交換会において検討していきます。	令和5年度	令和4年度の事業報告書につきましては、人数や所要金額など、記載欄への記入を是正しております。 令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討していきます。	取組中
100	福祉政策課	59 194	指摘 事項	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない。 本事業における那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)がいずれも規定されていなかった。 現状の補助金交付要綱は、那覇市の補助金に関するガイドラインが適用されている内容とは言い難く、補助金の算定根拠が不明確になってしまっている。 したがって、市は、補助金交付要綱に、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)を明記すべきである。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
101	福祉政策課	60 195	指摘 事項	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査時に確認しておらず、検査の一助を法人の監事監査に依頼している状態であつた。 しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言い難く、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図り、検査時に根拠資料の確認を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容	処理区分
105	福祉政策課	60 200	指摘 事項	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 市は、補助対象経費の根拠資料（請求書、領収書等）を検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。 しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	要	補助金が適切に執行されているか、検査の際に根拠資料の確認を行っている。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
108	ちやーがん じゅう課	47 61 206	指摘 事項	【経費老人ホーム補助金事業】 ○資金的に余裕のある団体に対する補助金交付の妥当性検討が不十分 本事業の補助対象事業者である「社会福祉法人随風会 ケアハウス併置の島」の令和3年度資金助成計算書を閲覧したところ、資金的に余裕がある状況に見受けられた。 本事業の補助金は社会第2種補助金の交付が必須となるような義務的補助金には該当しないものと考えられる。 現状の市の取扱い、那覇市の補助金に関するガイドラインに照らして妥当とは言えない。 市は、本事業の補助金について、那覇市の補助金に関するガイドライン3.(2)⑤の趣旨を十分に考慮の上で、減額又は廃止について検討されたい。 市会体の歳出構成という大局的な観点からも、本補助金の廃止又は廃止について検討すべきである。	要	—	—	補助金の交付にあたっては、ガイドラインに照らして減額した検証も必要であることから、物価高騰等による運営費の増加により、団体から増額申請がある状況においても、団体の財政状況を勘案し、減額に判断してまいります。 しかしながら、経費老人ホームは、老人福祉法の規定により、入所する高齢者に対し、無料または低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。また、第一種社会福祉事業として、国や地方公共団体、社会福祉法人が行うことが原則とされており、入所者（低所得者層）が経済的不安を抱えることなくサービスを受けることができる当該ホームは、社会貢献の面合いが高い施設だと考えられます。 現在、本市には社会福祉法人が運営する経費老人ホームは一つあり、社会福祉法人としての性質上、営利を目的としてはおらず、入所者から徴収すべき費用を減額してその費用を削減しつつ、積極的な介護・福祉サービスの提供に努めていると考えております。 本市が実施する「経費老人ホーム補助金事業」は、経費老人ホームにおいて、入所者が必要なサービスの提供を受け安心して生活できることを目的に、当該社会福祉法人が入所者の費用負担を軽減した分について補助を行うものであり、当該補助金を減額又は廃止した場合、入所者の安定した居住の確保、暮らしの継続が困難となります。また、那覇市の補助金に関するガイドラインにおける、3.(1)基本的な指点を満たしており、継続が必要ない補助金であると考えております。	処理済み
114	商工農水課	59 218	指摘 事項	【離島漁業再生支援事業】 ○補助金予算算額の算定方法に誤りがある 旭岸線延長は漁業集落からの掘出資料、交付単価は「水産関係地方公共団体交付金等実施要綱の運用について」と一致していたが、漁業世帯密度係数に計算誤りがあった。結果的に交付限度額計算に影響はなかったが、適切に算定すべきである。	要	交付限度額計算の形式に一部誤り（四捨五入の桁数）があったため、修正しました。	令和6年度	交付限度額計算式式の修正しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
118	商工農水課	59 229	指摘 事項	【那覇商工会議所事業費助成事業】 ○補助対象経費の考え方が妥当でない 那覇市補助金等交付規則第3条において補助 対象経費は公益上必要のある支出に限定され ていと解釈されるため、永年勤続表彰にかかる費 用は補助金を充たすべきではない。 また、令和3年度は経済産業省観光旅行を実施 しなかったが、経済産業省観光旅行にかかる費用 も例年補助対象経費に含まれている。このような一 部の人間のみの参加する観光旅行にかかる費 用について、公益性が認められるかどうか及び 補助対象経費に含まれるべきかどうかについても 合わせて検証すべきである。	要	令和5年度補助対象経費より経済産業省観光及び永 年勤続表彰に関する経費を削除しました。	令和5年度	令和5年度補助対象経費より経済産業省観光及び永 年勤続表彰に関する経費を削除しました。	処理済み
119	商工農水課	59 229	指摘 事項	【那覇商工会議所事業費助成事業】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定め られていない 本事業における那覇市商工業振興奨励補助 金交付要綱において、補助金の算定基準につ いては「予算の範囲内において商工団体に補助 金を交付する」と記載されているのみで、明確 な算定基準が規定されておらず、那覇市の補助 金に関するガイドラインが適切に適用されてい なかった。 市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要 綱において、補助金の算定基準となる「補助率 上限」を記載するよう要綱を改正された。 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱に補 助率上限を記載しようとする際、1/2を超える補 助率上限を設定するのであれば、その妥当性を 十分に説明できるようにしておく必要がある。	要	本補助金は、商工業振興に資するものとして、各 種イベントや施設整備等幅広い事業に対して柔軟 に活用して参りました。 その内容は多岐にわたるため、各事業の内容に応 じて補助率や補助額を決定しております。 まずは、過去の実績を整理したうえで、要綱改正に ついて検討いたします。	令和6年度	過去の実績を整理したうえで、要綱改正につい て検討いたします。	取組中
120	商工農水課	61 230	指摘 事項	【那覇商工会議所事業費助成事業】 ○事業内容変更時に計画変更申請書類を入手 していない 令和3年度における本事業については、コロナ ウイルスの流行等の理由により、当初事業計画と 実際の事業実施内容が大きく異なることとなつた が、市は、那覇商工会議所より変更等承認申請 書を入力することを失念していた。 市は、コロナウイルスの流行等、当初事業計画 に大きな変更が生じる可能性のある事業が生じ ている場合には、変更等承認申請書を随時提出 するよう、事業者を指導する必要はある。ま た、変更後の事業計画内容が、補助金交付要綱 の趣旨に合致する内容になっているか、改めて 検証する必要がある。	要	那覇商工会議所に対し、交付決定時の交付条件内 容を遵守するよう依頼しました。市としても、事業進 捗状況等の情報共有に努め、補助金交付要綱の趣 旨に合致する内容となっているか確認をしながら事 業を実施して参ります。	令和5年度	那覇商工会議所に対し、交付決定時の交付条件 内容を遵守するよう指導しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項 内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	商工農水課	61 230	指摘事項	【那覇市商工業振興事業費助成事業】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取扱いの定めがない。 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱には、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定がなく、補助金過大交付のリスクを防ぐ措置が講じられていない。 したがって、市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱を改正し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定を追加すべきである。	要	那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱ではないと報告を受けております。 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱への補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定の追加については、他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。	令和6年度	他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。	取組中
123	生涯学習課	60 247	指摘事項	【那覇市青英会運営補助金】 ○検査において補助対象経費の根拠漏れが生じている。 補助対象経費の計上根拠資料を確認したところ、人住費の根拠資料である「令和3年度 給与月別支給一覧表」が実績報告書に添付されているのみで、その他の補助対象経費に係る計上根拠資料は入手していない。 補助対象経費の一部について根拠資料との照合を実施していない市の現状の検査方法は、那覇市補助金等交付規則を遵守しているとは言えない。 したがって、市は、事柄の審査又は現地調査により、人住費以外の補助対象経費について、請求書や領収書等の根拠資料を確認する必要がある。	要	那覇市青英会に対し、毎年度、精算時において、補助対象経費すべての領収書等の根拠資料を提出させた上で、検査しております。	令和5年度	那覇市青英会へ令和4年度事業精算時(令和5年3月末)から、補助対象経費すべての領収書等の根拠資料を提出させ、備置済み。	処理済み
132	ちやーかん じゅう課	60 251	指摘事項	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)は検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。 しかしながら、公益社団法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できず、適切な方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	要	補助対象経費の根拠資料について、今後は検査の際に現地に赴いて確認を行うようにします。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
137	保健総務課	59 261	指摘 事項	【病院事業運営費交付金(新型コロナウイルス関連)】 ○運営費交付金の予算精算振振が無い、 本事業の運営費交付金予算は100,000千円と 見做らされているが、当該予算額の根拠や精算 資料は一切存在していない。また、担当課に予 算額の根拠が無い理由について質問したが、明 確な回答は得られなかった。 本事業のように、緊急で予算措置を行うこと自 体を否定するものではないが、実際に予算措置 するのであれば、那覇市予算決算規則第6条に おいて、予算の見積額の算定基礎及び方法を 明らかにする必要があることが規定されているこ とから、緊急の予算措置であったとしても、予算 額の根拠を明らかにしておく必要があった。	要	—	—	今後、交付金交付の必要性が高いと判断された場 合、病院と緊密に協議を行い、可能な限り具体的 な慣事根拠による予算措置を行うよう努めます。	処理済み
141	道路管理課	63 269	指摘 事項	【沖縄都市モノレール自由通協の維持管理業務 委託】 ○委託契約書に再委託制限事項が記載されて いるにもかかわらず、再委託を行っている。 本委託業務に係る契約書(沖縄都市モノレー ル自由通協の維持管理業務委託契約書)第5条 2項によれば、契約の主たる業務を再委託しては ならない旨が規定されている。 しかしながら、以下の通り、委託費総額に占め る再委託費割合が92.1%と、本委託業務の大半 が再委託されており、委託契約書の記載内容と 実態が乖離している。 沖縄都市モノレール側における経費資源には 上限があるし、また、再委託している業務の中 には専門的知識や経験が要求される業務もあり いことを踏まえ、再委託すること自体は種 問題がないと考えられるため、今後も再委託によ り業務を実施するのであれば、契約書の内容を 修正し、主たる業務であったとしても再委託を可能との 契約内容にすべきである。	要	令和5年6月時点において、沖縄都市モノレール (株)と契約約款について協議中であり、令和6年度 契約までには、内容を修正し、適切な内容で契約を したいと考えております。 なお、各道路管理者と幹事会において意見交換を 行い、再委託については令和5年度の業務から、特 記仕様の見直しを行い改善を図っております。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項 内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
147	公園管理課	64 279	指摘 事項	【那覇市公園維持管理業務委託】 ○業務仕様書に定める書類の取扱いに不備がある。 仕様書11.において、受注者は「専ら直接関係者を市発注工事から排除するため、別紙誓約書兼同意書を公園管理課へ提出しなければならない。」と、また、受注者は「その旨、全ての当該工事関係者に周知させなければならない。」との規定がある。 しかしながら、業務受託者であるシルバー人材センターは、業務に従事させる会員から誓約書兼同意書を徴取しておらず、仕様書通りの運用がなされていない。 本業務において、シルバー人材センターから会員への業務依頼は委任により行われるものと考えられる。(シルバー人材センターから会員への再委託) したがって、シルバー人材センターは同意書に記載されている誓約書兼同意書を業務に従事させる会員から徴取すべきである。	要	業務受託者であるシルバー人材センターに対して、業務に従事させる全ての会員から誓約書兼同意書を徴取させます。	令和5年度	R5年度より、業務受託者であるシルバー人材センターへ、業務に従事させる全ての会員から誓約書兼同意書を徴取させました。	処理済み
154	ちやーかん じゅう課	64 292	指摘 事項	【那覇市建設選定ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○業務の一部が履行されていないにもかかわらず、委託料が金額支払われている。 令和3年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点から、市の指示により介護予防実践講座を6ヶ月程度休止する措置を講じていたにもかかわらず、講座の講師謝金相当の委託費がシルバー人材センターに支払われていた。 講座を開催していないということは委託業務の一部を履行していないということであるが、にもかかわらず、市は最終に講師謝金分の金額をシルバー人材センターに支払っており不適切である。 市は、このような場合、シルバー人材センターと協議し、委託契約の内容を変更し、講座休止期間において介護予防ホールの管理業務のみを委託する等の措置を講じるべきであった。	要	今年度契約より、委託料に差額が生じたときは、速やかにこれを用いて返還しなければならないことや、委託料の一部を前月の実績報告書を添えて請求書により市に請求することを契約書に明記しました。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	処理済み
155	ちやーかん じゅう課	63 292	指摘 事項	【那覇市建設選定ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○随意契約の契約内容が公開されていない。 市のHP上で本契約の契約後の情報（契約者の名称、契約理由、等）が記載されていないことがあった。 市は、那覇市契約規則第21条に従い、随意契約に関する情報を漏れなくHP上で公表する必要がある。	要	今年度契約における、指図書項については、市HPにて契約前、契約後ともに公表しています。	令和5年度	左記の改善計画内容を市HPに明記しました。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見（参考提言）とするもの
（令和4年度報告書分）外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	企画調整課	36	意見	【全般的意見1. 第三セクター等の範囲に限りがある】 ○市は、第三セクター等に関する総務省指針等の記載内容を踏まえ、改めて第三セクター等の範囲の正確性について、新着情報的に調査すべきである。その上で、第三セクター等に該当する法人については、総務省が実施する調査において、漏れなく情報が記載されるよう留意する必要がある。 なお、第三セクター等の範囲を特定するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法を、どのようにするかについて検討が必要になると考えられる。	要	令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」の（国、県からの）照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたします。 市の出捐割合の算定方法については、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。	令和6年度	令和5年7月3日付け、総財公第48号（令和5年7月4日付け、企指第396号）「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」の照会があり、当該回答により、記載漏れについては、是正いたします。	取組中
2	企画調整課	38	意見	【全般的意見2. 第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分】 ○市は、第三セクター等の運営に関して法人任せにするのではなく、総務省指針に従い適切に関与する必要がある点に、十分留意する必要がある。 一方で、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する財政的又は人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自主的な経営を促す必要がある点にも留意が必要である。また、市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、市独自の第三セクター等関与指針を策定することを検討されたい。	要	市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、包括外部監査人より情報提供のあった参考事例も含め、他市事例を調査・研究し、必要に応じて関与指針等について検討いたします。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
3	企画調整課	40	意見	【全般的意見3. 出資に関する出口戦略の明確化】 ○市は継続的に第三セクター等が行う事業の公益性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査した上で、第三セクターなどへの出資に関する“出口戦略”を明確化する必要があると考える。 また、市の限られた財源を有効活用するという観点からも、自立した経営が可能な法人に対しては、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。 あるのは第三セクター等に向け、その方針に向け出口戦略の方針を定めたら、その方針に向けた取り組みについて、市と出資団体との役割を分担しながら進めていく必要がある。	要	上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
4	企画調整課	42	意見	【全般的意見4.第三セクター等】にふさわしい役職員の選任】 ○市の長や市職員（元職を含む）が第三セクター等の役員に就任する際に、他の選拔経路を含めた検討が十分に実施されていないと判断される事例や、実際の業務状況が職責を果たしているとは言い難い事例が見られた。 また、元市長や市の元職員が、市職員退職後すぐに第三セクター等の役員に就任すること、は、適材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの観解を市民に与えてしまいう可能性があると考えられるため、このような観点からも、元市長や市の元職員が第三セクター等の役員に就任することは慎重に判断すべきである。	要	上記、第三セクター等関係指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
5	企画調整課	46	意見	【全般的意見5.法令遵守体制の強化】 ○市は、第三セクター等に適切に関与する必要があることから、上記の記載内容を含め、第三セクター等の法令順守体制が適切かどうかについて、継続的にモニタリングする必要がある。	要	上記、第三セクター等関係指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
6	企画調整課	47	意見	【全般的意見6.財政的援助は真に必要なものに限定すべき】 ○監査を実施した結果、財政的支援が真に必要なであったかどうかについて疑問が生じた事業が複数発見された。 今後、少子高齢化が進行することにより、現役世代の減少に伴う税収の減少や高齢者の増加に伴う社会福祉費の増加も想定されることから、市の財政状況は一層厳しさを増すことも考えられる。市は、今一度、財政的援助事業についてゼロベースで見直し、援助の必要性及び事業停止や援助額の減額の可能性について検討することが強く望まれる。	要	那覇市補助金等交付規則に基づき実施される補助事業について、補助の必要性、公益性などの基本的な観点及び補助率の適正性等の財政的な観点で検証を行い、当事業を所管する部局に対して補助金の適正化を図るよう求めます。	令和5年度	令和6年度実施計画策定作業において、関係職員に対し、那覇市補助金等交付規則に基づき実施される補助事業について、補助の必要性、公益性などの基本的な観点及び補助率の適正性等の財政的な観点で検証を行い、当事業を所管する部局に対して補助金の適正化を図るよう求めます。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
7	企画調整課	48	意見	【全般的意見/成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある】 ○事業の評価を実施しなければならぬ理由は、以下の通りである。 ①最小の経費で最大の効果を上げているかどうかを判定するため ②市民への説明責任を果たすため ③事業効果の判断を適切に実施するため ④事業の継続的な改善のため しかしながら、成果目標の設定及び事業評価に改善の余地がある事例が、監査対象数40件のうち、80％に相当する32件で発見されているところである。 令和3年度から引き続きの意見となるが、市は、職員に対し、事業評価の重要性について理解を促進させ、効果的な事業評価を実施するための施策を講じられたい。	要	事業評価については、組織目標や政策説明資料において行われておりますが、より広範な事業で効果的な事業評価を実施する方法を、今後検討して参ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
8	都市計画課	50 69	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○増資時の1株あたり出資額についてより詳細に検討すべき 市は、沖縄都市モノレール(株)へ1株当たり出資額50,000円(旧定款における1株当たり額面額)を増資している。 経済合理性の観点から言えば、増資時点における株式の時価をもって1株当たり金額を算定すべきである。 増資の手続き自体は適切に行われているが、時価を上回る金額で割高に増資せざるを得ない場合には、割高で増資する事象及び理由についても明らかにした上で、増資の可否を検討し、増資の承認権限を有する市議会に対しても、その理由を開示すべきである。	要	モノレールへの増資については、市議会へ予算上短し、平議委員会において、「出資による権利」として取得する株数およびその理由の説明を行った上で、承認を待っています。 今後、増資が生じる場合においても、1株当たりの出資額およびその理由について、市議会に対する開示を行った上で承認を得ることを検討します。	令和5年度	今後、増資が生じる場合は、1株当たりの出資額およびその理由について、市議会に対する開示を行った上で承認を得ていきます。	整理済み
9	都市計画課	37 50 71	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○第三セクター等による自己評価に改善の余地がある 沖縄都市モノレール(株)における事業の自己評価及び、それを受けた市のモニタリング評価はどのような結果だったのか、また、その評価過程において認識された課題についてどのようなように対処するのか、といった点については不明確であった。 市は、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)を踏まえ、モニタリング評価を実施した上で、その評価結果について、記録保存することを検討されたい。 また、市は、沖縄都市モノレール(株)が事業実施後の自己評価を実施するように指導することが望ましい。	要	沖縄県、那覇市、浦添市、沖縄振興開発金融公庫及び沖縄都市モノレール(株)で構成する「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化検討委員会」において、モニタリング評価を実施し、その評価結果について記録保存することを検討します。	令和5年度	沖縄都市モノレール株式会社経営健全化検討委員会を開催し、モニタリング評価を実施した上で、その評価結果について記録保存します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
10	都市計画課	37 42 51 72	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○取締役会にふさわしい人材が選任されているか 線区（市長が取締役を兼務） 沖縄都市モノレール株の取締役会全5回の全て の市長は、令和3年度の取締役会全5回の全て において欠席という状況であった。 第三セクター等に関する総務部指針第2、3 (2)に記載されている点を踏まえ、市は取締役と しての職責を果たし得るのか、という観点から、 沖縄都市モノレール株の取締役会に市長が2名 就任する必要性について改めて検討すべきであ る。	要	市長の沖縄都市モノレール株の役員就任につい て、必要性を検討します。	令和5年度	令和5年度の定時株主総会において、市長の取 締役退任が承認されました。	整理済み
11	都市計画課	37 42 51 73	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○第三セクターの部長職にふさわしい人材が選 任されているか疑問（元市職員が就任） 市と沖縄都市モノレール株間で締結された人 事に関する協定に基づき、市から派遣された職 員が沖縄都市モノレール株の総務部長に就任し ている。 株式会社 総務部長（総務課を含む）として要 求される知識・経験（会社法、民法、労働基準法 等の基礎知識等）は、市役所での勤務経験に よって獲得できるとは考え難い。 市は、将来的には沖縄都市モノレール株に総 務部長職を派遣する根拠となっている協定を継 続する必要性を適宜見直すとともに、民間企業 出身者や沖縄都市モノレール株のプロパー職員 等、多様な候補者から最も総務部長職に相応し い人材を積極的に登用するよう努めるべきであ る。	要	「沖縄都市モノレール株式会社への職員の退職派 遣に関する協定書」を継続する必要性について、適 宜、検討します。	令和5年度	沖縄都市モノレール株式会社への総務部長派遣 については、沖縄都市モノレール株式会社の業務 が本市の事業と密接な関連を有することから、派 遣を行っております。 今後、「沖縄都市モノレール株式会社への職員の 退職派遣に関する協定書」を変更する必要がある 場合には、継続する必要性について、見直しま す。	整理済み
12	都市計画課	52 76	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○契約事務規程の記載内容に改善の余地があ る。 沖縄都市モノレール(株)の契約事務規程第9 条が該当する取引は「予定価格が500万円以上 の工事等の契約又は予定価格が150万円以上 の物品の買入等の契約」であるから、「予定価格 が500万円未満の工事等の契約又は予定価格 が150万円未満の物品の買入等の契約」につい て随意契約とすることは、第9条の存在とは無関 係に、第22条に従って随意契約が締結されてい るものである。 したがって、契約事務規程第22条における「第 9条の規定にかかわらず、」の箇所を削除すべき である。	要	契約事務規程第22条における「第9条の規定にか かわらず、」の箇所を削除するよう指導すること を検討します。	令和5年度	契約事務規程第22条における「第9条の規定にか かわらず、」の箇所を削除するよう、書面にて通知 しております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
13	都市計画課	52 77	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○予定価格調書を作成しなかった場合の取り扱いに改善の余地がある 沖縄都市モノレール株の契約事務総務課第4条において、「契約担当者、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に添付予定価格を添付し、これを記載した書面を作成しなければならぬ」とあるが、契約の内容がこれに必要ないもの又は軽微なものについては、この限りではないと定められている。 令和3年度重商保守業務委託は、1者随意契約のため、「契約の内容がこれを要しないもの」に該当することであるが、その場合においても、予定価格調書を作成しなかった理由を書面等で残しておく必要があった。	要	予定価格調書を作成しなかった理由について、書面等で残すよう指導することを検討します。	令和5年度	予定価格調書を作成しなかった理由について、書面等で残すよう、書面にて通知しております。	整理済み
15	都市計画課	54 83	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない 市は、沖縄都市モノレール株の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。担当課によれば、議案について市長及び副市長に説明し、異存が無い旨を確認しているとのことであったが、口頭での確認に留まっており、起案書等が作成されていない。 市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。	要	株主総会の議案に対する賛否については、副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存することを検討します。	令和5年度	令和5年度臨時株主総会の議案に対する賛否については、副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存しております。	整理済み
16	都市計画課	38 54 86	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○経営健全化方針の記載内容が十分でない 経営健全化方針の「基本的政策を含む経営健全化の取組に係る検討」には、沖縄都市モノレール株の財政的リスクである債務超過という状況をどのように解消していくかについて具体的な施策が記載されていない。 沖縄都市モノレール株は債務超過を原因として経営健全化方針を策定しているのだから、経営健全化方針作成時において債務超過解消のための具体的な施策を記載することが望ましかったと考える。 今後、経営健全化方針を再策定するよう場合には、債務超過解消のための具体的な施策を記載することを検討したい。	要	今後、経営健全化方針を再策定する場合には、債務超過解消のための具体的な施策の記載について検討します。	令和5年度	今後、経営健全化方針を再策定する場合には、債務超過解消のための具体的な施策について記載します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
17	都市計画課	38 54 87	意見	【沖縄都市モルレル株式会社】 ○経営健全化方針に基づく取組状況の記載が十分でない 法人自らによる経営健全化のための具体的な施策については、具体的な利益改善額が記載されていないため、債務超過解消に向けた施策の効果を測定することができず、記載内容として改善の余地がある。「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について（総務省自治行政局公営企業課長通知 令和元年7月23日）」の記載例を参考に、具体的な利益改善額を記載することを検討されたい。 また、令和3年度の地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための対応のうち、元金返済期間の猶予については、債務超過解消の施策とは言えない。 経営健全化方針に基づく取組状況には、主に債務超過解消のための施策を記載する必要がある点に留意して、記載内容を検討いただきたい。	要	経営健全化方針に基づく取組状況の記載については、具体的な利益改善額を記載することを検討します。	令和5年度	経営健全化方針に基づく取組状況の記載について、年度内に具体的な利益改善額を記載します。	整理済み
18	都市計画課	37 56 90	意見	【沖縄都市モルレル株式会社】 ○情報公開が不十分 現状、財務諸表等の必要最低限の情報（公開されているもの）と考えられるが、その他の情報（経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等）についても積極的に公開することを検討されたい。 また、沖縄都市モルレル株は、債務超過により経営健全化方針を算定している第三セクターであるため、他の第三セクター等と比較して市によるモニタリングの必要性が相対的に高い法人であると考えられる。したがって、市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を十分に理解し、沖縄都市モルレル株の経営状況、経営健全化方針の取組状況、債務超過解消の見通し等について、毎期議会に報告を行い、議会によるモニタリングを受けるべきである。	要	沖縄都市モルレル株が、法令に基づき会計監査人の監査を受けていることに留意しつつ、本市ホームページにて公表している「沖縄都市モルレル株式会社経営健全化方針に基づく取組状況」に加え、「その他の情報」として同社の決算書に掲載し公表します。	令和5年度	本市ホームページにて公表している、「沖縄都市モルレル株式会社経営健全化方針に基づく取組状況」に加え、「その他の情報」として同社の決算書に掲載し公表します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
19	都市計画課	40 50 99	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要 開発計画当初は、泊ふ頭開発が認められたものの、現状では、泊ふ頭開発が実施する事業が高い公益性・公共性を有しているかどうかについて疑義があると考え、現状の泊ふ頭開発の現状の主な事業内容について、公益性・公共性が高いかどうか改めて検証し、その結果を市長や議会に開示し説明責任を果たすべきである。 仮に公益性・公共性が低いと判断された場合には、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、清算又は民営化等により泊ふ頭開発の抜本的改革を行うことを検討する必要がある。	要	旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しているほか、船客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本庁の交流の活性化へ寄与しており、一定の公益性を有しているものと考えます。本庁としては、公益性・公共性に現状の主な事業内容について、改めて検証してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
20	都市計画課	37 50 100	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等による自己評価を実施していない。 泊ふ頭開発において、事業評価のための合理的な評価基準が策定されておらず、事業実施後の自己評価も十分に実施されていない。 中は、泊ふ頭開発が目長評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準（売上高、利益額、入居率等）の策定等に取組むことが望ましい。 事業評価を実施する際は、可能な限り評価事項について定量的な目標値を定め、その達成度をもって事業評価を行うことにより、客観的な事業評価が実行可能となる。また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。	要	泊ふ頭開発に対して、自己評価を積極的に行うよう指導してまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発に対して、自己評価を積極的に行うよう通知しております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
21	都市計画課	46 51 100	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○監査役会の在り方を改めて検討すべき 泊ふ頭開発の常勤監査役について、監査役としての業務量は、週3日ですけれども半日程度の業務状況であるとのことであり、業務状況が常勤監査役としてふさわしいと言えるかどうかは疑問が残る。 したがって、市は、泊ふ頭開発の常勤監査役の勤務実態を詳細に把握し、常勤監査役に相応しいものであるかを確認すべきである。 なお、泊ふ頭開発は会社法上の大会社に該当するが、公開会社ではないため、会社法第328条1項に基づき監査役会を設置しているわけではなく、会社が任意で監査役会を設置しているものと解されるが、常勤監査役に相応しい人材を採ることが困難である場合には、監査役会非設置会社を選択し、全ての監査役を非常勤とするという対応方法も考えられるのではないかと。	改善の 必要性 要	泊ふ頭開発の常勤監査役の勤務状況を把握するため、具体的な業務内容や業務時間等の詳細な報告を求めてまいります。 その報告内容を踏まえ、監査役会の設置の必要性等について改めて検討を行ってまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発からは、常勤監査役の業務状況や同社に関する豊富な知識と経験を有していること等の報告を受けております。また、監査の有効性を高めるためには、監査役会を設置することが望ましいとの意向が示されており、同社と本市としても、監査役会の有用性を理解し、同社の監査役会総会の意向を尊重したいと考えております。	整理済み
22	都市計画課	37 42 51 101	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○取締役にとふさわしい人材が選任されているか 顧問（市長が取締役を兼任） 泊ふ頭開発の取締役会を兼務している市長は、令和3年度の取締役会（令和3年9月～令和4年6月）の全5回の全において欠席という状況であった。 市は、泊ふ頭開発の株主として、職責を果たすことができる人材を取締役に就任させる責任を有していると考えられることから、市長を取締役に就任させるやむを得ない事情がある場合であっても、市長にこだわることなく、副市長を含めた複数の候補者の中から、取締役会に出席できる人材を取締役として選任することを泊ふ頭開発側に提案すべきである。	改善の 必要性 要	令和5年6月22日に開催された泊ふ頭開発の第34回定時株主総会では、市長の取締役会長の就任を行わず、金城副市長を非常勤取締役として推薦し、選任されております。	令和5年度	令和5年6月22日 泊ふ頭開発 第34回定時株主総会において、金城副市長が非常勤取締役に選任されております。	整理済み
24	都市計画課	52 103	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○効率化施策について市が十分に把握していない 市は、泊ふ頭開発の役員数を把握しているのみとのことで、その他の経営効率化及び費用削減のための具体的な施策を把握しておらず、徹底した効率化という観点からは、市の対応状況は十分とは言えない。 市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、泊ふ頭開発の経営効率化及び費用削減策の具体的な施策を把握し、その施策の十分性を確認する必要がある。	改善の 必要性 要	泊ふ頭開発に対し、取締役会や定時株主総会の事前説明等を活用し、経営効率化及び費用削減策などの具体的な施策について確認してまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発の経営効率化や費用削減の施策について具体的に把握する体制を強化してまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
26	都市計画課	54 104	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない。 市は、泊ふ頭開発株の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。 担当課によれば、議案について市長に説明し、異存が無い旨を確認しているとのことであったが、口頭での確認に留まっており、起案書等が作成されていない。 市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。	要	株主総会における議案に対する賛否については、非常勤取締役である副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存することを検討してまいります。	令和5年度	株主総会における議案に対する賛否については、非常勤取締役である副市長への事前説明を記録するとともに、起案書を作成し保存しております。	整理済み
27	都市計画課	37 53 104	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等への出資に関する効果測定が実施されていない。 市は、泊ふ頭開発に対し6億円もの多額な資金を出資しているが、当該出資に関する効果を測定していない。そのため、泊ふ頭開発への出資が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明事項という観点から言えば、市が実施した事業の有効性を測定すべきである。	要	出資に関する効果を測定するため、泊ふ頭開発に対し、定期的な成果報告を求めてまいります。 成果報告書に基づき、経営効果の測定と改善を繰り返す事業のPDCAサイクルを実施し、出資効果の最大化と無駄の排除を目指してまいります。	令和5年度	出資に関する効果を測定するため、泊ふ頭開発に対し、定期的な成果報告を求めてまいります。 成果報告書に基づき、経営効果の測定と改善を繰り返す事業のPDCAサイクルを実施し、出資効果の最大化と無駄の排除を目指してまいります。	整理済み
28	都市計画課	37 40 53 109	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分。 公益性、公共性、採算性等の観点から第三セクター方式で事業を開始した場合であっても、地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意すべきである。 泊ふ頭開発の事業は不動産賃貸業であり、ホテル区画の賃貸先が決まれば安定した利益を生み出し継続的に自立した経営を行うことは十分に想定されるため、中長期的には完全民営化も視野に入れた出口戦略を検討すべきではないか。 短期・中期的な観点からの那覇市の役割として、今後の整備事業における那覇港管理組合との「重層管理」状態の解消、もしくは、整備事業のスムーズな進捗を図るための機度について具体的に努められたい。	要	旅客ターミナルビルは、周辺地域のターミナル機能を活用しているほか、旅客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本市の交流の活性化に寄与しており、一定の公益性を有しているものと考えます。 本件としましては、引き続きホテルの経営状況を把握しながら、ID3も踏まえ、現状の中長期的な出口戦略について検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
29	都市計画課	37	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○税効果会計が適用されていない 会社計算規則第74条3項四に勘定科目名として繰延税金資産の例示があり、また、会社計算規則第107条に税効果会計に関する注記を要する旨の規定がある通り、会社計算規則では、税効果会計を適用する必要がある。 泊ふ頭開発は繰延税金資産を計上しておらず、また、繰延税金資産に関する注記を行っていないため、税効果会計を適用しておらず会社計算規則に基づいた会計処理及び注記の記載が行われていないと判断せざるを得ない。 泊ふ頭開発は、会社計算規則に従い、必要に応じて繰延税金資産を計上し、また、計算書類に繰延税金資産に関する注記を記載する必要がある。	要	泊ふ頭開発は、会社計算規則に従い、必要に応じて繰延税金資産を計上し、また、計算書類に繰延税金資産に関する注記を記載するよう指導してまいります。	令和5年度	令和4年度決算書より注記に記載しております。	整理済み
		54 106							
31	都市計画課	37	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○退職金の算定方法が採用と一致していない 泊ふ頭開発の「退職金規程」第10条では「退職金算定の基礎となる勤続年数の計算は入社の日より退職の日まで」となっており、同上1号では「臨時に雇入れた期間は無効」とされている。 しかし、臨時雇用を控えて正規雇用となっている従業員に関しては、臨時雇用期間を勤続年数に算入していることであり、退職給付引当金算定上も臨時雇用期間を勤続年数に算入していた。 「退職金規程」を実態に合わせて改定するか、もしくは、改定しないのであれば退職金及び退職給付引当金の計算方法を修正すべきである。	要	泊ふ頭開発が、退職金の算定方法を「退職金規定」に基づき行うよう指導してまいります。	令和5年度	令和4年度決算において、計算方法について修正しております。	整理済み
		54 107							
32	都市計画課	37	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○小口現金の管理方法について改善の余地がある 泊ふ頭開発における小口現金は、「入出金は「現金管理簿」及び「小口現金領収書簿」で管理」、「小口現金領収書簿」内の領収書については購入品明細が添付されているものと同一のものが混在し、「現金実査」は、半月に1回の頻度で実施」等の方法で管理している。 不正防止の観点から、領収書の購入内容の明細を添付するとともに、現金実査を毎日実施すべきである。	要	泊ふ頭開発が、小口現金の管理方法について改善するよう指導してまいります。	令和5年度	令和4年度より、領収書の明細添付及び現金実査を毎日実施しております。	整理済み
		54 107							

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
33	都市計画課	37	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○固定資産の減損判定方法に改善の余地がある 経営判断上、賃貸事業とコンビニエンスストア事業を区別しているが、減損判定において両事業を区別(グルーピング)して実施しておらず、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第7項に照らして妥当ではない。 減損判定において両事業を区別(グルーピング)し、また、固定資産は有形・無形とも偏りなく対象とすべきである。なお、当該判定は経営計画と整合させるとともに、経営合理化に活用すべきである。	要	泊ふ頭開発が、固定資産の減損判定方法を改善するよう指導してまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発が、固定資産の減損判定方法を改善するよう指導してまいります。	整理済み
		54 108							
34	都市計画課	37	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○貸倒引当金の計上方法について改善の余地がある 通帳の回収サイトから遅れている未収金については、一般債権と区別した回収可能性の検証に基づいて個別の貸倒引当金を計上すべきである。 泊ふ頭開発は令和4年度決算で個別に貸倒引当金を計上する予定とのことであり、回収見込みを考慮した適切な貸倒引当金を計上された。	要	泊ふ頭開発が、貸倒引当金の計上方法について改善するよう指導してまいります。	令和5年度	個別に貸倒引当金を計上する予定であった債権については、令和4年度決算にて貸倒損失で処理しております。	整理済み
		54 109							
35	都市計画課	37	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○情報公開が不十分 市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、泊ふ頭開発において財政的なりスグが高まったと判断した場合には、市のHP等において、経営指針、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。 また、議会に対しても上記の情報に加えて、泊ふ頭開発の公益性・公共性の判断(意見①参照)や出資に関する出口戦略(意見⑧参照)等の事項についても適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。	要	泊ふ頭開発の経営状況について会社のホームページで公開するよう指導するとともに、市のホームページ等でも定期的に公開するよう努めてまいります。 また、議会より情報提供を求められた際には、会派勉強会等で適宜報告を行うなど、説明責任をしっかりと果たしてまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発の経営状況について会社のホームページで公開するよう指導するとともに、市のホームページ等でも定期的に公開するよう努めてまいります。 また、議会より情報提供を求められた際には、会派勉強会等で適宜報告を行うなど、説明責任をしっかりと果たしてまいります。	整理済み
		56 109							
36	生涯学習課	37	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○成果指標について改善の余地がある 那覇市育英会では、成果目標を設定し、目標の達成度に基づく事業評価を実施している点は評価に値するが、一方で、成果指標の内容については、改善の余地があるものも考えられる。 那覇市育英会は貸与奨学金事業を行っていることから、例えば「新規貸与者数」又は「貸与者数」を成果指標に加えられると、より適切な事業評価が実施できるものと考えられるため、検討されたい。	要	那覇市育英会および当該年度にて協議した結果、事業評価における成果指標として、制度趣旨や適正な運営に資するような指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
		50 113							

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	生涯学習課	37	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○理事にふさわしい人材が選任されていたか疑問(元市職員)の常務理事就任 過去3回の常務理事の中には、月1、2回程度の出勤回数、理事も存在したとのことである。 月1、2回の出勤では、事務局長としての職務を果たしていたかどうか疑問であるし、その出勤数で月額100,000円の報酬を受け取っていたのであれば、明らかに業務量に対して報酬額が過大であり、いづれも天下り目録での退職者派遣であることが疑われない外観を有している状況が存在していた可能性がある。 市は、那覇市育英会の事務局長としてふさわしい人材を常務理事に充てるように努め、常務理事就任後も事務局長としての職務を果たしているかどうか及び業務量と報酬金額のバランスが妥当かどうか、について継続的にモニタリングする必要がある。	要	那覇市育英会および当該で協議をした結果、事務局長の選任等について、国などの関係法令等の内容や趣向を参考にすることや、本市としての全体的な方針を踏まえ、対応していくことを確認しております。また、勤務実態の確認については、月報等の提出などを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
		43							
		51 115							
41	生涯学習課	37	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない 市は、那覇市育英会に対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果をもたらしているかを測定していない。そのため、那覇市育英会への財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。	要	那覇市育英会に対する市補助金は、当団体の債与事業の執行や債務事務の安定的な運営に寄与していると考えられています。財政的援助の有効性について、事業の趣旨を踏まえた指標の設定などで事業の改善にいかせるしくみを検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
		53							
		117							
42	生涯学習課	37	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○預金管理体制が不十分 那覇市育英会において、預金通帳と銀行届出用は別な金庫等に分けて保管されているが、2つの金庫等の鍵は同一の資金担当者が保有しているため、単独で預金の引出が可能状態である。 不正な預金引出の防止という内部統制上の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。 ・2つの鍵の保有者をそれぞれ別の人にする。 ・上記資金担当者とは別な役職員により、定期的に預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高を照合する。 市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において、不正な預金引出を発生させるわけにはいかないため、市は、預金管理に關する適切な内部統制の構築を那覇市育英会に指導すべきである。	要	那覇市育英会において、通帳や証書等と銀行印などの管理を別で設けるなど対応しており、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合について、年度内の半期毎に残高照合することを検討しています。	令和6年度	令和5年7月21日に当該から育英会に対し、定期的に、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合などを行っていただくよう指導を行いました。また、預金管理等を含む会計に関する内部規定について、策定中であることを確認しております。なお、現在は、通帳と定期預金証書、公印と銀行印を保管する人を別にしていくことを確認しております。	取組中
		55							
		118							

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
43	生涯学習課	37 55 118	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない 那覇市育英会において使用している貸付金残高システムから出力した、令和3年度末時点の貸付金償還システムとの合計額と令和3年度末時点の財務諸表残高を比較した結果、10,000円の差があった。 那覇市育英会は、差異原因を調査し、適切な貸付金残高を把握した上で、人別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高を適切な貸付金残高に一致させるよう、努力されたい。	要	那覇市育英会に確認したところ、令和3年度末時点の貸付金償還システムから出力した人別貸付金残高と財務諸表残高の合計額の不一致について、貸付金償還システムの誤入力による人的ミスと判明しました。令和5年度中に任職を行い、決算書に反映できるように検討する意向を確認しております。	令和5年度	令和5年7月21日に専委員会より不一致の原因が判明したことを確認しております。今後、監査と相談し対応を決め、理事会での承認を得て決算に反映する予定です。	取組中
44	生涯学習課	37 55 121	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○償還が遅延している貸付金の回収手続に改善の余地がある 那覇市育英会は、先済まで長期間を要しそうな借入金や完済する前に仕事で定年退職を迎え、返済が滞り、全額償還に押込の懸念が生じている借入金等、全額償還に押込の懸念が生じている借入金については、可能な限り償還額の増額を交渉したり、連帯保証人に相談したりする等、全額償還に向けた措置を講じる必要がある。また、市は貸付金の全額償還に向けた措置を講じることを那覇市育英会に指導し、那覇市育英会が講じた措置が適切に運用されていることを定期的にモニタリングする必要がある。	要	・那覇市育英会に確認したところ、長期滞納者については、全額償還に向けて対策を検討し、特別な理由により減額または猶予を希望している者については事情を確認した上で、まずは単年度申請とし、完済まで長期滞納にならないよう対応します。 ・当該しましては、今後、定期的なモニタリングを実施し、確認していきたいと考えています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
46	生涯学習課	37 55 123	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○指定正味財産に計上されている指定補助金の使途が不明確 那覇市育英会の貸付対照表の指定正味財産に、市から受け取った補助金が指定補助金として2,500千円計上されている。 市の担当課においても、当該補助金をどのような目的・使途で那覇市育英会に交付したのかについて記録が残っておらず、那覇市育英会側においては、指定補助金の取扱いをどのようにすればよいかわからずそのままになっている、という実態であった。 そこで、市及び那覇市育英会は、以下の対応を取るべきである。 ・向背協議の上、当該指定補助金2,500千円について、改めて使途を特定する。(新貸付の財源に限定するのか、それとも、育英会の運営資金としても使用可能とするのか、) ・補助金の目的たる支出が行われた場合、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える会計処理を行う。	要	年内を目途に、那覇市育英会および当該課にて協議の上、当該補助金2,500千円についての運用を検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
47	生涯学習課	38 56 124	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○情報公開が不十分 市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくとも那覇市育英会において財政的リスクが清まったと判断した場合においては、市のHP等において、経営指針、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の運営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。 また、議会に対しても、財政的リスクの清まりに際して適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。	要	財政的リスクが清まった際の対応について、全庁的な方針等を踏まえながら対応したいと考えられています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
48	生涯学習課	38 56 125	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○那覇市育英会の将来的な展望について 那覇市育英会では、新規貸与者数の減少に伴い、新規貸付金に使用されない「余剰金」が増加している状況にあると考えられる。 市は那覇市育英会とともに、那覇市育英会の将来の事業展望及び「余剰金」の活用方法について検討すべきである。 また、那覇市の奨学金事業は、給付型奨学金が市の運営により、貸与型奨学金が那覇市育英会により、それぞれ実施されている。 単一事業者とすることにより、事業に係る事務コストが削減される可能性があるため、那覇市育英会の将来的な事業展望と合わせて、奨学金制度の単一事業者による運用の可否も検討することが望ましい。	要	那覇市育英会の余剰金については、令和3年度より「新型コロナウイルス対策学生生活支援金」として貸与生へ貸与額の1か月分の給付金の支給を実施しております。今後、コロナ禍も収束していく中で、物価高騰化等の現状もあり、支援の継続は必要であり、名称を変更し継続事業として貸与生を支援したいとの意向を育英会より確認しております。また、奨学金制度を単一事業者にすることについては、国の奨学金事業の動向も確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
49	ちやーかん じゅう課	37 50 129	意見	【公益財団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三セクター等による自己評価が十分に実施されていない 市は、シルバー人材センターが自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。 また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。 成果指標として、現状設定している4項目を採用するのであれば、自己評価及び市のモニタリング時における目標値は、中期計画上の目標値ではなく、実現可能な目標値を別途設定すべきである。	要	令和5年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センターを通して、(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、「シルバー事業実態の向上」の為、「PDCAサイクル」を導入し、継続的な改善及び実績の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目について目標管理を行う計画が通達されたため、当センターにおいてPDCAサイクルを導入し、同項目を数値目標として設定し、自ら評価を行うようにします。市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行ってまいります。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 3.退会抑制策 ○派遣事業拡大 1.派遣事業の拡大 2.近人員の増	令和6年度	・実施日： 令和5年4月1日 ・実施内容： 下記の数値目標を設定し、継続的な改善及び実績の向上を図る取組を行っているところです。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 ・一節デジタル化を検討 ・窓口での個別説明 3.退会抑制策 高年齢会員向けの簡易な就業内容を検討 ○派遣事業拡大 1.派遣事業の拡大 ・人手不足分野の開拓を検討 2.近人員の増 ・未実地	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
51	ちやーがん じゅう課	46 53 133	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○労働時間管理の適切性に疑義がある 令和3年度における常勤職員5名の残業時間について、毎月作成されている残業時間記録簿を閲覧したところ、5名全員がいずれも、毎月の残業時間が12ヶ月間を通じて全く同じ時間数となっていた。 シルバー人材センターは、残業時間記録簿だけでなくタイムカードを導入する等、適切な労働時間管理方法を改めて検討すべきである。 また、市は、上記のような問題が生じるリスクを十分に理解し、シルバー人材センターに対して適切な労働時間管理の体制を構築するよう、強く指導すべきである。	要	当センターの「職員就業規則」の変更や機器導入等に対する予算措置が必要な為、他シルバー人材センターの労働時間管理方法を取集し、改善に努めたいと考えております。 市は、適切な労働時間管理の体制を構築するよう、シルバー人材センターに対して指導を行っていきます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
54	ちやーがん じゅう課	37 53 135	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三セクター等への財政的援助に關する効果測定が実施されていない 市は、シルバー人材センターに対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、シルバー人材センターへの財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。	要	他市町村の第三セクター等への財政的援助に關する効果測定方法を取集し、これらを参考に手法を検討し、市が実施した財政的援助の有効性を測定するようにします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
55	ちやーがん じゅう課	37 59 135	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○現金管理体制が不十分 シルバー人材センターの窓口において委託料が現金で支払われる場合があるが、その際、総務部の財務経理担当者が1名で現金を受け取った上で、会計処理まで実施しているとのことであった。 不正な現金の権限防止という内部統制の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。 ・現金を受け取る際は、必ず2名で受け取り、金庫への保管まで2名で実施する。 ・未収入金の回収管理を適切に実施し、未収が生じている理由を明らかにする。 市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において不正な現金の権限を発生させるわけにはいかないため、市は、現金管理に關する適切な内部統制の構築についてシルバー人材センターに指導すべきである。	要	現金管理の流れについては、 1.現金受取・金額の確認:2名体制(正職員2名で対応) 2.現金確認及び領収証作成:2名体制(経理担当職員及び正職員) 3.現金確認及び領収証への押印確認:2名体制(事務担当及び正職員) の上位の方法で、複数名体制による現金管理を行うようにします。 未収金管理については、定期的に未収金状況確認を行い、回収管理を遂行するようにします。 市は、以上の内容が適正に行われているか、モニタリングの際に確認します。	令和5年度	現金管理について ・実施日： 令和5年4月1日より ・実施内容： 改善計画のとおり 未収金管理について ・実施日： 令和5年4月1日より ・実施内容： 発注者へ電話連絡等を行った際に、確認内容をカルテへ入力するようにしています。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
56	ちやーかん じゅう課	37 55 136	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない シルバー人材センターにおいて使用している基幹システムから出力した、令和3年度末時点の未収入金管理台帳上の未収入金合計額と、令和3年度末時点の貸借対照表残高を比較した結果、3,139,698円の差異があった。 シルバー人材センターは、差異原因を調査し、適切な未収入金残高を把握した上で、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるよう、努力された。	要	システムデータ等を遡って確認を行い、改善に努めます。また、基幹システムと処理システムが連動し、来るのかをシステム会社へ確認します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
57	ちやーかん じゅう課	37 55 137	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○回収が遅延している未収入金の回収手続が十分でない シルバー人材センターは、通常想定される回収時期を経過しても、未回収のままになっている未収入金を連時に抽出し、未回収の原因調査及び督促を行う体制を構築すべきである。 また、回収可能性が著しく低下した未収入金については、本来、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うべきである。 シルバー人材センターは、現状、発生から5年以上経過した未収入金について償却処理を行っていないが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を調査し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うことを検討されたい。	要	定期的な未収金状況確認を行い、回収不能にならないよう努めます。 また、未収状況が5年間経過した後には回収不能処理を行っているが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を調査し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、今後適切に処理できるよう、規程の整備又は事務処理の見直しを検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	ちやーかん じゅう課	37 55 137	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭 シルバー人材センターの令和3年度末貸借対 照表において、特定資産として財政運営資金信 託預金が10,000千円計上されている。 当該特定資産は社団法人設立時に市から出 借を受けたものが使用されずに預金として残っ ているものであるが、積立目的や使途等は明確 に決まっていなかった。 当該支出金は、市の財源から出捐したものであ るため、市の財源が有効に活用されるよう、市 は、シルバー人材センターと協議の上、財政運 営資金信託預金の積立目的や使途を明確にさ れたい。 また、現状、特定科目名として財政運営資金信 託預金という科目を使用しているが、当該特定 科目名だけでは預金の積立目的が不明瞭であ る。市及びシルバー人材センターは、改めて明 確にした積立目的や使途を表すような特定科目 により特定資産に計上する必要がある点に留意 されたい。	要	財政運営資金信託預金は、年度当初の配分金等 支払い時に現金が不足する恐れがある場合に、金 融機関からの短期借入時の担保として活用してい る状況です。 今後は、市と当センターと協議の上、同預金の積 立目的や使途を明確にするようにします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
59	ちやーかん じゅう課	37 55 138	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○貸与引当金の計上が漏れている 現状の期末手当に関する会計処理で、支給時 に若菜総額を人件費として費用処理しており、 貸与引当金は計上されていなかった。 「公益法人会計基準」の運用指針12. (1)に記 載されている貸借対照表科目の例示には、貸与 引当金が記載されているため、シルバー人材セ ンターにおいても貸与引当金の計上が必要であ る。 シルバー人材センターは、公益法人会計基準 に従い適切に会計処理する必要がある。また、 市はシルバー人材センターに対し、適切な会計 処理を行うよう指導する必要がある。	要	上掲団体へ確認し、適切な会計処理に努めます。 市は、シルバー人材センターに対し、適切な会計 処理を行うよう、モニタリングの際に指導していきま す。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
60	ちやーかん じゅう課	38 56 139	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○情報公開が不十分 市は現状の情報開示に留まらず、第三セク ター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少な くともシルバー人材センターにおいて(財政的リ スクが著しかったと判断した場合)には、市のHP等 において、経営指標、市が行っている財政的 支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状 況に至った理由、将来の見通し等について情報 公開することを検討すべきである。 また、議会に対しても財政的リスクの嵩まりに 応じて適宜報告を行い、議会のモニタリングを受け るべきである。	要	第三セクター等の経営健全化等に関する総務省 指針の主旨を鑑み、シルバー人材センターの財政 的リスクが嵩まった場合には、市のHP等において情 報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行いま す。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
61	ちやーがん しゅう課	46 56 139	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○反社チャック手帳の強化について シルバー人材センターの取引先等に対する反 社会的勢力の排除に関するチャック手帳につい て、現状は、一部の取引先等に対してのみ反社 チャック手帳を行っている状況である。 しかしながら、シルバー人材センターに業務を 発注することは基本的に誰でも可能であるし、ま た、60歳以上の会員となることも可能であるが、 人材センターの会員となることや取引先や 見方を変えたと反社会的勢力が容易に取引先や 会員に入り込み易い状況とも言えるため、できる 限りの反社チャックを実施すべきである。	要	契約書や請書等の見直しを行い、強化を図りま す。 入会申込書、又は、就業承諾書等に反社チャック の文言等を取り入れ、チャック強化を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
				【那覇市土地開発公社】 ○休眠状態となっている土地開発公社の存続の 可否について 現状、那覇軍港返還時の再開発において公社 を活用する可能性がある、等の理由で10年以上 休眠状態のまま公社が存続している状況であ る。 いつ生じるかわからない事象のために、管理費 をにかけて土地開発公社を存続させるという判断を 継続していたというのは、検討が不足していると 言わざるを得ない。 市及び那覇市土地開発公社は、「那覇軍港返 還時期の見極め可能性」、「土地開発公社解散 時のメリット(余剰金の活用、管理費の削減)」等 を踏まえ、多角的な観点から、改めて土地開発 公社の存続について検討されたい。	要	令和元年度の理事会において、那覇軍港返還後 の跡地利用に際連して、将来的に土地の発行取得 業務の再開が行われる可能性があることから、 「那覇市土地開発公社は存続させることとする」と 決議しています。 なお、今後の社会情勢、軍港問題等の状況の変 化を踏まえ、必要に際し、理事会にて存続の可否を 判断していくこととしております。 今般の包括外部監査の意見を踏まえ、臨時の那 覇市土地開発公社理事会を開催し、本公社の存続 の可否について付議したいと考えています。	令和5年度	令和5年11月頃に臨時の那覇市土地開発公社理 事会を開催予定です。 現在の社会情勢、軍港問題等状況の変化を検証 するため理事会を開催し、那覇市土地開発公社の 存続の可否を判断いたします。	取組中
63	保健総務課	50 150	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○事業に関する自己評価について改善の余地 がある 令和3年度事業年度業務実績等報告書を閲覧 したところ、項目別評価は実施されているが、「様 式1-1-2」年度評価 総合評価の2. 法人全 体に対する評価の記載欄に、令和3年度の業務 実績が記載されていないため、全体評価の結果 が記載されていなかった。 項目別評価のみを実施し全体評価を実施しな ければ、木を見て森を見ずの状態となっていま い、地方独立行政法人法第28条第2項の趣旨に 合致した自己評価は実施できないと考える しながつて、那覇市立病院は、地方独立行政 法人法第26条第2項に基づき、全体評価も実施 すべきである。	要	事業の自己評価について、どのように評価し記載 するか検討いたします	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
64	保健総務課	51 150	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○人事評価を反映した給与等の検討 現状、那覇市立病院において人事評価制度が導入されているが、人事評価の結果が、給与金額に反映されているわけではないことであつた。 人事評価の結果を、給与や昇進に反映することで、給与や昇進の公平性・客観性が増加する可能性があるし、職員のモチベーション増加にも繋がる可能性がある。 また、総務省によれば、地方独立行政法人制度の基本理念の1つとして、「業績主事の人事管理（職員の業績を反映した職員の給与の仕組み等を確立）」が挙げられているため、人事評価の結果を給与や昇進に反映させることは、地方独立行政法人制度の趣旨にも合致する。 したがって、中長期的には、人事評価の結果を職員の給与や昇進に反映させることを検討することが望ましい。	要	—	令和5年度	令和4年度に人事管理委員会にて昇任に関する事項を検討し、昇任の判断基準の1項目に人事評価の結果を設定しました。 令和5年度は、人事評価の実施前に、各所属長へ昇任の判断基準の1つとして人事評価の結果を取のめられた事をアナウンスし、人事評価の結果を昇任に反映する仕組みを構築しました。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
65	保健総務課	52 153	意見	【地方独立行政法人・那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 新那覇市立病院実施設計監理業務は、一貫性確保や病院職員との信頼関係を築き上げた等の理由から、随意契約により基本設計業務の委託先を本業務の委託先としている。 本業務を随意契約にしようとするのであれば、「基本設計業務実施者」に実施設計及び工事監理業務を委託するメリット（一貫性確保や病院職員との信頼関係といった観点）だけではなく、「基本設計者と実施設計者を別にする手法（第三者（設計者と工事監理者を別にする手法（第三者（監理）」を採用した場合のメリット及びデメリット）についても随意契約理由書に記載し、これらの手法と比較衡量の上、それでも尚、基本設計業務実施者が唯一の契約締結先であることを説明する必要がある。	不要	基本設計の思想や調整内容を具現化させ一貫性を確保した実施設計を導出するためには、契約の相手方がプロポーザルで選定した基本設計者と特定されることから、随意契約による新行の優位性・必要性について院内で確認し、理事長決裁により同基本設計の設計者と地方独立行政法人那覇市立病院契約締結第20条第1項第2号に規定する随意契約としていきます。 同様に、実施設計の意図や調整内容を現場に反映させる必要がある場合は、監理できる者が設計者に特定されることから、当該工事の設計者と同規模に規定する随意契約としています。 ・本施設設計には、病院は高度かつ特殊な機能をもつ施設であり、敷地が狭幅で高低差が大きく、現病院の診療を継続しながら現址運営を行うなど、専門的な知識や経験が求められること ・基本設計図書等に具体化された設計思想及びこれまでの経緯等を理解した上で、設計内容を詳細に具体化すること ・様々な条件により設計の再検討・見直しが生じた場合等に、これまで病院内の多くの職員との協働によりつくり上げてきた施設の意図等に一貫性を保ちながら設計作業を進めることが必須であること ・この一貫性を確保した実施設計を実現するために、これまでの様々なやりとり・経過等、基本設計段階における設計思想を含めた基本設計の内容を熟知していること ・基本設計を進める中で病院内の多くの職員等と構築してきた信頼関係を基に、引き継ぎ設計作業を行うことができる事業者（設計者）であること これらのことが必要不可欠と判断した旨を記しています。 同様に、監理業務においても、工事施工段階において、設計図書に基づき、工事受注者からの質疑に対する説明、工事材料等の選定に係る検討、工事受注者との打ち合わせや設計図事を補完する説明、設計意図の伝達、その他工事に関する一切の助言を行う必要不可欠な業務であり、これらの業務の性質上、随時変化する現場の状況に応じ、迅速かつ的確に対応し、円滑な施工を確保するためには、現場状況や設計内容を熟知している事業者（設計者）であることが必要であると判断した旨を記しています。			

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
66	保健総務課	52 157	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 本委託契約における委託料(千定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の42%相当として算定している。 しかし、この「42%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕簿、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。 厳密な積算は困難なからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	要	令和7年度那覇市立病院清掃業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、千定価格を設定します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
67	保健総務課	52 158	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 本委託契約における委託料(千定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の45%相当として算定している。 しかし、この「45%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕簿、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。 厳密な積算は困難なからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	要	令和6年度那覇市立病院警備業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、千定価格を設定します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
68	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積りもりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 また、同業他社への打診及び相見積りもりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。 そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(既存職員の給与水準、ハローワークの情報等)に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せて那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	要	● 外部委託の要否 診療報酬請求は年々業務が複雑化・高度化するとともに、医療事務員の確保が困難となってきたという背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨を記載します。 ● 見積り合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ● 見積額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該案をも加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
69	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の除の見積合わせが実施されていない 那覇市立病院医事業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1名のみから見積書を入手している。 見積書の入手が1名のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	複数見積りへの徴収やプロポーザルの実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
70	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○通及押印時の承認手続が不十分 那覇市立病院医事業務委託契約の締結日は、委託先からの承認により、那覇市立病院における起案決裁日(令和3年5月6日)以降ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。 通及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記載すべきである。 また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。	要	通及押印とならないよう業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
71	保健総務課	52 161	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び見積り額の要否、見積り額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 また、同業他社への打診及び見積り額の要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ていることであるが、その事実を起案書に記載されたい。 そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報(既存職員の給与水準、ハローワークの情報等)に基づく見積額が独自ので見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	要	●外部委託の要否 診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、24時間365日の勤務が行える医療事務員の確保が困難となってきている背景があります。急病センター専門に特化させ患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積り額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にもなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
72	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積合わせが実施されてい ない 那覇市立病院島嶼センター業務委託の契約締 結にあたっては、契約の相手方1者のみから見 積書を入力している。 見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該 契約の相手方が提示する見積額の妥当性につ いては検証方法を工夫されたい。	要	複数見積もりの徴取やプロポーザルの実施を検討 します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖 縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検 証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
73	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○適及押印時の承認手順が不十分 那覇市立病院島嶼センター業務委託契約の契 約日は、委託者からの希望により、那覇市立病 院における起案決裁日(令和3年5月8日)以降 ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委 託先の希望の理由について言及が無い。 適及押印が認められるケースは極めて限定的 と考えられるため、その理由及び承認経緯を明 確に記載すべきである。 また、契約締結の起案は、書面上の締結日前 に決裁される業務フローを構築されたい。	要	適及押印とされないよう業務フローを作成し、取り 組みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
74	保健総務課	52 163	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十 分 電子カルデシステムは富士通Japan製であるこ とから、その保守業務も同社に委託している。 システムベンダーに保守業務を委託することに ついては、一定の合理性が認められると考える。 一方で、直近更新時(平成27年)から時間が経 過しておりシステム業界の環境も変化している可 能性がある。そこで、随意契約及び委託金額の 妥当性について検証方法を工夫されたい。	要	—	—	電子カルデシステム保守業務については、シス テム開発をしたベンダー以外の他社がシステムの 全てを理解した上で保守業務をするのは困難であ ることから、随意契約をする理由は妥当と考えま す。 なお、次期電子カルデシステム更新の翌年に保 守業務を契約するため、委託金額の積算を詳細に 確認します。	整理済み
75	保健総務課	52 163	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積合わせが実施されてい ない 電子カルデシステム保守業務委託の契約締結 にあたっては、契約の相手方1者のみから見積 書を入力している。 見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該 契約の相手方が提示する見積額の妥当性につ いては検証方法を工夫されたい。	要	—	—	電子カルデシステム保守業務については、シス テム開発をしたベンダー以外の他社がシステムの 全てを理解した上で保守業務をするのは困難であ ることから、随意契約をしており、1者見積りとなっ ています。 なお、次期電子カルデシステム更新の翌年に保 守業務を契約するため、見積額の積算を詳細に確 認します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 臨床検査業務委託の随意契約理由について、那覇市立病院契約規程第20条により競争入札に過ぎないとするのみであり、同業他社への打診及び相見積り等の要否に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。同業他社への打診及び相見積り等の要否については、同業他社へ打診し、対応不可の回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。	要	—	令和5年度	外部委託業者選定については、 ①臨床検査に関する高度な専門知識 ②迅速な検体回収と結果の回答 ③個人情報に係る守秘義務の遵守 ④費用 以上の要件で検討した結果、大手二社以外の同業他社は、②について「対応不可」でした。その旨を令和5年度の臨床検査業務の委託契約の起案書の随意契約理由として記載しました。	整理済み
77	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない。 臨床検査業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1名のみから見積書を手入している。同業他社への打診及び相見積り等の要否については、同業他社へ打診し対応不可の回答を得た事実を起案書に記載し、文書として保存されたい。	要	診療報酬改訂は9年ごとですが、大手二社で行う主な検査項目の見積り合わせをその際の実施し、価格の安い方の業者へ委託契約しています。次回診療報酬改定は令和6年度ですが、大手二社及び同業他社も含め主な検査項目の見積り合わせを実施します。 又、同業他社が見積り対応不可の場合はその旨を令和6年度の臨床検査業務の委託契約の起案書に記載します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
78	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○委託料請求額のチェック内容に改善の余地がある 検査業務委託料の請求内容のチェックは紙のリストしか出力できないため、膨大な検査項目及び枚数について、請求内容と紙のリストを詳細に照合することは非効率であり現実的ではないことから、請求書と管理システムから出力する帳票との照合は、現状実施していない。 このように実効性の低いチェック体制では、実際の検査内容と請求書内容が異なっていることが付かない場合があるし、また、検査量と外郭業者が共謀し、架空の検査項目を請求することにより不正(キックバック)の余地が生じる。 今後、検査業務委託料の増加が見込まれるならば費用対効果を勘案し、システム対応することも検討されたい。	要	—	令和5年度	検査件数は大手二社で 毎月約3200件程度あります。 近隣の急性期病院(5施設)のいずれも外郭委託検査で大手二社を利用していますが、どの医療機関も詳細な照合は行えておらず、また、費用の総額を前月と比較して増減の要因を確認しているようではありません。 当院では、単価が高額な検査の請求についてチェックしています。 検査の多くは入院中であり、出来高収入としては低く、外郭委託検査照合のためのシステム開発への投資と、人件費を勘案すると費用対効果が乏しくシステム対応は難しいと思われます。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
79	保健総務課	52 165	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 患者給食業務委託の随意契約理由について、外郭委託の要否、同業他社への打診及び相見積り等の要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 同業他社への打診及び相見積り等の要否については、同業他社へ打診し、対応不可の回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。 契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（保存職員（管理栄養士、栄養士等）の給与水準、ハローワークの情報等）に基づき粗算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	要	●外郭委託の要否 病院における給食管理は年々業務が複雑化、高度化するともに、栄養士及び調理師の確保が全国的に困難となってきた背景があります。そのため業務を分相し、専門分野に特化させることで効率化や安全の担保を図るためにも給食管理の委託化は必要であることから、毎年度、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 毎年度同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要となる業務であるか、また教育体制が整っているかなどを確保できるか、また教育体制が整っているかなどそのため、見積り額の妥当性について、当該業務も加味した病院独自の検証方法を令和6年度に向けて検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
80	保健総務課	53 166	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない 患者給食業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入力している。 但し、見積書の入手が1者のみであった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	複数見積り等の徴取やプロポーザルの定期開催実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
81	保健総務課	55 167	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○固定資産の減損兆候を判定していない 那覇市立病院においては、検査費等を踏まえ令和3年度における固定資産の減損の兆候は無いと判断していたが、兆候が無いと判断した過程や理由について文書を作成していなかった。 那覇市立病院は、令和4年度以降、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準第1書第3.2.に記載されている項目を漏れなく検討した上で、固定資産の減損の兆候の有無を確認し、その結果を書類として保存する必要がある。	要	減損の兆候について、判断の過程や理由等を文書として作成し、理事会決算報告において財務諸表と合わせて添付します。令和6年度決算を目処に、内容等を整理検討し作成します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
83	保健総務課	53 168	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた 監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、現物が見当たらなかった固定資産が1件存在した。 那覇市立病院は、以下の施策を遂行することで適切な固定資産管理を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物の状況を一致させる必要がある。 ・固定資産の取得、除却、売却、部門間移動が生じた際には、適時に固定資産管理台帳に情報登録する。 ・定期的に固定資産の現物調査を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物に差異が生じている場合には、差異原因を調査した上で、現物の状況に合わせて固定資産管理台帳の情報を修正する。	要	固定資産の管理と現物確認の重要性をヒアリングを通して認識してもらい、随時現物確認を行う事で、今回のような不一致を一掃したいと考えています。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
85	保健総務課	55 170	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○たな卸差異の改善のためのフィードバックが十分 たな卸差異の原因究明及び改善策等のフィードバック資料が作成されていないため、たな卸資産減耗の発生を防止できていない。 そこで、以下の対応を検討されたい。 ・実地たな卸は、たな卸の単位となる各部署において前期と後期に各1回(年2回)実施している。各部署において、たな卸実施後、たな卸差異の原因究明・改善案を作成する。 ・次のたな卸において、改善状況を再度グループもしくは財務総務グループ等、担当部署とは異なる職員が確認する。 ・上記対応について、「地方独立行政法人那覇市立病院たな卸資産管理規程」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、病院内で周知徹底する。 また、今後、低価基準による減耗が多額に生じた場合には、費要に応じた適切な仕入費を再検討する等、仕入事務精度の見直しを検討する必要がある。	要	【財務課用度グループ】 令和5年度より棚卸時に差異が生じた場合、棚卸(差異)報告書を各現場に提出。差異が生じた原因や今後の対策など現場サイドで主体的に改善が行えるよう書面で伝達しています。 前期すべての棚卸が終了した際に終了報告と、棚卸(差異)報告書を添付して起算する予定です。 後期には前期に提出した報告書を元に改善策の効果を検算ができます。(常に前回のフィードバック)低価基準については、極力保険価格内に収まるよう差益管理も含め常に価格交渉時に注意しています。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
88	保健総務課	56 171	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○原価計算制度の導入検討 原価計算を実施する場合には、メリットとデメリットが生じるが、原価計算のメリットを生かして病院の収支状況向上に繋ぎ、収支向上により獲得した資金を人材採用費や医療機器取得に充てることができる可能性があるため、原価計算制度の導入を検討されたい。	要	【薬剤科】 年2回実施しているたな卸において、たな卸差異について、その原因についてレポートして、改善案を作成し、次の棚卸の際、参考にして実施します。また、次の棚卸において、その改善状況を財務課用度グループ職員等に確認させます。それから、これから業務内容を「地方独立行政法人那覇市立病院実地たな卸計算管理規定」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、周知徹底していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
89	保健総務課	56 171	意見	【地方独立行政法人、那覇市立病院】 ○入札時及び契約時の起案について 平成28年度の那覇市監査委員監査において、「入札時と契約時にそれぞれ起案すべきところ、入札時の起案しかなされたいない」との指摘があった。 現在は、入札時と契約時のそれぞれで起案を実施しており改善されている。 なお、入札結果と契約時を一緒に起案しているが、むしろ効率的と考えられる。現状の取扱いが継続できるよう、那覇市立病院の内規との整合性を確認したい。	要	文書規程第16条第1号および第2号は次の通りです。 (1)起案文書は、原則として1事業につき起案として作成すること。 (2)密接な関連を持つ事業は、努めて一括し、案1、案2等として起案すること。 以上のことから、入札後から契約にかからる事業としては、第16条第2号にあたると考えられるため、一括して起案することが妥当と判断します。 よって、ご指摘も踏まえ、職員に対し周知を図ります。	令和5年度	令和5年7月21日関係部署へ規程の周知及び今回指摘となった事項に関して一括して起案することを周知しました。	整理済み
90	企画調整課	57 174	意見	【那覇空港ビルディング株式会社】 ○出資に対する成果を測定していない 市は公金により多額の出資を行っている以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を検証すべきである。 また、那覇空港ビルディングは多岐的な役割を担う第三セクターとして設立された会社であるが、コロナ禍前は十分な利益を計上しており、かつ、純資産額も厚いため、財務的な面から言えば、コロナ禍後に業績が回復すれば完全民営化も可能であると考えられる。したがって、完全民営化も選択肢の一つに含めた第三セクターの中長期的な出口戦略についても、県とともに検討すべきである。	要	出資に対する効果についてのどのような成果指標(入城観光客数等)の設定が適当か、また出資の継続に關する必要性について、第三セクターが行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を鑑み、検討してまいります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
91	企画調整課	57 175	意見	【那覇空港ビルディング株式会社】 ○監査役にあつさわしい人材が選任されているか 経団(元市職員)の監査役就任 那覇空港ビルディングの常勤監査役には、少なくとも平成29年度以降は、那覇市の元職員(那覇市上下水道事業管理者)が2名連続して就任している状況である。 株式会社株主は、企業価値を有しているが、株主は、企業価値を最大化し、また、企業の業績を適正化させるために、最も適切であると考えられる役員を選任すべきである。 そのため、那覇空港ビルディングの株主である那覇市は、那覇空港ビルディングから常勤監査役の推薦依頼を受けた場合であっても、安易に推薦者を提示するのではなく、民間企業出身者を含め、よりふさわしい人材に確認した上で、それでもなお市に推薦依頼が行われる場合にのみ推薦者を提示することが望ましい。	要	那覇空港ビルディング株式会社より、株主である本市に対して、当該会社への監査役の推薦依頼があった場合には、本市への推薦の理由等について会社側の意見を事前確認することとし、その意向も踏まえて、推薦者の提示を行います。	令和5年度	令和5年度の定時株主総会における、監査役候補を伴う補充選任に係る監査役候補者の推薦依頼会社に対して推薦理由等の聞き取りを行います。会社側からは、「監査役については、別途、民間企業者へも推薦依頼を行っており、その上で、那覇市からも推薦をお願いしたい」との回答があり、その意見も踏まえて、推薦者の提示を行いました。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
92	企画調整課	57 176	意見	【那覇空港ビルディング株式会社】 ○株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が起案書に記録されていない 市は、那覇空港ビルディング株の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。 例年「株主総会への参加にあたり、市長に代わって〇〇部長が代理出席していただく」の起案書が作成されているだけであり、株主総会の議案に対する賛否（賛成・反対）については記録されていない。 市の行政手続における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否についても起案書に記録すべきである。	要	本市が株主となっている那覇空港ビルディング株式会社の株主総会に際して、市長の出席が困難で代理出席等による議決権行使をしようとする場合には、総会招集に係る起案書において、予め、各議案に対する賛否について記載し、意思決定の過程として記録を残すようにします。	令和5年度	令和5年度の定時株主総会においては、6月定例議会との日程重複のため書面による議決権行使としたが、総会招集に係る起案書（出欠等）において、各議案に対する賛否について記載をし、意思決定の過程として記録・保存しました。	整理済み
93	まちなみな整備課	40 57 179	意見	【那覇新都心株式会社】 ○出資の効果及び出資目的の達成状況について検証が不十分 市は、公金である225百万円を出資している以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を具体的に説明すべきである。 具体的には、以下のような対応を検討されたい。 （既述の出資理由のうち①～②）不動産運用専門の民間業者への譲渡について、第三セクターの継続と比較検討されたい。 （既述の出資理由のうち③～⑥）市税の収入額や雇用状況などについては、他の施策の効果や測定の際にも活用可能であり、個人情報保護法第5条の拒絶に留意しつつ共有し、各施策の効果を図るべく活用できる方策を検討されたい。	要	民間業者への譲渡や第三セクターとしての継続にあたっては、総務省が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の内容を踏まえながら、成果指標等の結果を活用し、検討してまいります。また、出資の効果や出資目的の達成状況の検証にあたっては、どのような成果指標（市税の収入額、雇用状況など）の設定が適当なのか、検討していきます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
94	まちづくり協働推進課	58 183	意見	【協働によるまちづくり推進事業】 ○成果指標を設定されていない 事業を合理的に評価するには、事業目的に見合う成果指標を設定すべきである。 なお、本事業の目的が、すでに協働によるまちづくりを推進している市民の活動の継続を促し、点から線へ、線から面へと繋げることで協働によるまちづくりの推進を図るものであることと鑑み、少なくとも定量的な成果指標の設定に固執せずとも良いと考えられる。	要	定性的な評価指標をどう定めるか、協働によるまちづくり推進協議会との意見交換などを交えながら検討していきます。	令和5年度	令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討していきます。	取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
96	まちづくり協 働推進課	61 184	意見	【協働によるまちづくり推進事業】 令和5年度の執行率は88.2%とやや低減している。これは、コロナウイルス感染拡大防止の観点と協働大車の高齢化も相まって自費志向の高まりから、事業運営を縮小したことによる。 当初の活動計画に照らして、環境変化に合わせた迅速な事業変更を実施し、効果的な執行率向上に努められた。	要	令和4年度の予算執行率は79%と低額となっており、今後は、当協議会における役員会・運営委員会などの協議体を利用し、事業の進捗確認や計画の見直しなどの必要性について意見交換会において検討していきます。なお、当協議会10周年記念誌の発行がコロナ禍の影響により実現できず、また、当該記念誌が発行された場合の予算執行率は96%と高額が見込まれております。	令和5年度	令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方行政との連携の手法について検討していきます。 令和5年度につきましては、事業の見直し等の決定を行う協議体を役員会扱いし、運営委員会と併し、予算執行率を90%超としています。	整理済み
97	文化振興課	58 188	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○事業の事後の評価について改善の余地がある 本事業の成果指標は設定されていない。 非常事態時における事業であっても、事後の評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無い。 効果検証シートで課題をあげているが、具体的な改善策までは言及していない。事後の評価の項目として、その改善策まで検討されたい。 また、活動指標として、予算額17,597千円を目標とし、実績額14,149千円を成果としている点については、予算額及び実績額の相違となる指定管理事業の利用料金減収見込額の妥当性が検証されていることが大前提であることは言うまでもない。つまり、本事業は指定管理者制度とセットであるから、実効性ある指定管理者モニタリングを適切に継続されたい。	要	指定管理者モニタリングを適切に継続しつつ、事業の成果指標を設定し、事後的な評価・検証によって事業の効果を測るよう改善策を検討致します。	令和5年度	本事業は令和4年度で事業完了となっているため、今後同様の事業実施の際には指内容に留意し、適切な成果指標を設定するよう努めて参ります。	整理済み
98	文化振興課 企画調整課	60 190	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化 支援交付金という名称であっても補助金と同様に使途の適正性を確保すべき必要性に違いはないと考えられる。支援金の金額及び使途の妥当性の相違を明確にするため補助金事業に係る検査（検査調査）と同様の関係を残されたい。 また、本事業は指定管理事業とセットであったため、効率化の観点から指定管理事業の取次検査調査を転用できる形式にすべきである。 しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調査のように検査結果を記録として残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せた全庁的ルール改訂も併せて検討されたい。	要	【文化振興課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化すべく改善策を検討致します。	令和5年度	本事業は令和4年度で事業完了となっているため、今後同様の事業実施の際には指内容に留意し、適切な事務手続を進めて参ります。	整理済み
					要	【企画調整課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化については、支援金のあり方を整理し、指改訂を検討いたします。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
99	福祉政策課	58 193	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○成果指標が設定されていない 『事業の成果 指標』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい、事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの事業が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。	要	当事業は那覇市社会福祉協議会による地域福祉の 推進を図る活動を支援するため、その趣意に対して 補助金を交付するものであり、成果指標の設定は難 しいところですが、今後、PDCAサイクルの策定に向 けてどのような成果指標を設定すべきか検討してま いります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
102	福祉政策課	61 196	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○重度心身障害者医療費等貸付事業の事業実 施主体の再検討 平成26年度那覇市包括外協監査において、重 度心身障害者医療費等貸付事業について、那 覇市社協の事業としては中止し、那覇市が自ら 行なうなどの方法によるべきであるとの指摘がされ ていた。 この点、当該指標に対する対応について担当 課に確認したところ、廃止の予定はないとのこと であった。 市民から高齢者障がい者からの相談業務を 行っている社協が重度心身障害者医療費等貸 付事業を行うことは不合理であるとはいえないと 考える。 もともと平成7年までは那覇市が同事業を行っ ていたことから、引き続き那覇市が自ら行うことは できないのかの検討は実施すべきである。	要	重度心身障害者医療費等貸付事業は、対象者の 方々の医療受診に伴う手続き等の負担軽減を目的 とするとともに、国保制度上の財政的負担の問題を 軽減するため実施してきた経緯があり、当該法人に よる当貸付事業を現状のとおり継続しますが、那覇 市が自ら行うことができるかどうかについては今後検 討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
103	福祉政策課	58 198	意見	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○活動指標に改善の余地がある 民生委員児童委員の活動活動に注力すべきと ころ、新任委員勧誘のための説明会の年間開催 数なども活動指標に加えるべきである。 また、市は民生委員児童委員数や住民に対す る支援数の集計を行っているが活動指標として 掲げていない。 補助金支出の成果を測定するにあたって、民 生委員児童委員の活動成果である支援数が本 事業の重要な活動指標及び成果指標であると言 わざるを得ない。 民生委員児童委員1人あたりの負担が過重に ならないように配慮した上で、“支援数”を活動指 標及び成果指標に設定することを検討された い。	要	新任民生委員勧誘のための説明会については、 現在、那覇市民生委員児童委員連合会では行っ ておりません。しかし、現在の民生委員の欠員数を 鑑み、那覇市民生委員児童委員連合会と協議する とともに、活動指標として設定することを検討してま いります。 また、支援数についても民生委員児童委員1人あ たりの負担が過重にならないように配慮した上で、活 動指標として設定することを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
104	福祉政策課	58 198	意見	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○成果指標が設定されていない。 『事業の効果 成果指標が設定されていない。』『事業の効果 判定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい。事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの事業が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。	要	事業の効果を検証するため成果指標の設定は有 効だと考えています。どのような成果指標の設定が 適切なのか検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
106	ちやーかん じゅづ課	58 203	意見	【経費老人ホーム補助金事業】 ○成果指標が設定されていない。 『事業の効果 成果指標が設定されていない。』『事業の効果 判定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい。事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの事業が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。	要	—	—	那覇市経費老人ホーム補助金交付要綱に基づ き、申請のあった法人に対して、条件を満たしてい るが確認し、実績により補助金を交付する事業の ため、成果指標の設定が困難です。	整理済み
107	ちやーかん じゅづ課	59 204	意見	【経費老人ホーム補助金事業】 ○予算積算方法に改善の余地がある 平成25年度以降、予算措置額が変わらないという 理由で、積算式の構成要素の数値についても平 成28年度の予算内示書のままになっていた。 現状の算定方法は平成25年度の数値に基づ き予算額を算定しており、令和3年度予算積算 時の重額が反映されておらず、仮に掛目を乗じ ずに満額の補助金を支給する場合の金額が把 握できていない。 市は、直近の施設の実態を踏まえた予算積算 方法を採用すべきである。	要	令和4年度より、直近の施設利用者の利用実態を踏 まえて、予算積算を行っております。	—	令和4年度より、直近の施設利用者の実態を踏ま えて、予算積算を行っております。	整理済み
109	環境保全課	61 213	意見	【豊湖木島・遊地センター管理運営協議会負担 金事業】 ○市民に向けた事業内容の周知活動の実施 センターの役割、機能についてはまだまだ市民に浸 透していない状況である。自然に関する知見の 情報発信とあわせてセンターの機能についても メディアやSNSで発信し、センターの存在意義を 市民に知らしめるべきである。	要	ホームページやTwitterなどのSNSを通して、施設 の案内やイベント情報を発信するとともに、マスコミ 等も活用して情報を発信していきます。	令和5年度	令和5年7月発行の那覇市の広報誌において、 センター実施の夏休み企画を掲載しました。10月 に広報誌に掲載を予定している豊湖木島・遊地セ ンター設立20周年の神楽記事については、 TwitterなどのSNSも活用し、情報を発信いたしま す。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
110	環境保全課	58 213	意見	【豊湖水島・湿地センター管理運営協議会負担金事業】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていない旨は、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの更なる必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。 また、令和3年度においては、コロナ禍の影響に伴い、当初事業計画を修正しセンターの情報発信機能の強化に注力したが、このように事業内容について当初計画から修正した場合には、変更後の事業内容に合わせて、成果指標も修正することが望ましい。	要		令和5年度	同センターでは、来館者(3万人)を達成目標として、毎年の総会の場で前年度の達成等を確認し審議していますが、令和4年度はコロナ禍の影響もあり3,080人に留まっています。 利用者へのアンケートについては、コロナ禍の3年間(令和4年度までは休止していました)が、令和5年度9月以降に再開予定です。 今後は、アンケート結果を基に、来館者数を達成値と設定するなど、客観的な指標で成果が見えるようにしていきます。 また月に1度、担当者会議を開催し、事業の進捗状況や事業内容の変更に対応するとともに、年度末に開催する総事会において事業の達成状況や事業の見直しを行い、総会の場で年間事業の内容を審議していきます。	整理済み
111	環境保全課	59 214	意見	【豊湖水島・湿地センター管理運営協議会負担金事業】 ○予算の種算根拠が不明 負担金を5,000千円とする根拠が不明である。 予算積算額の算定根拠として、例えば、負担金の使途はセンターの運営費に充てられるため、センター運営費の収支予算をセンター側に積算してもらい、それを算定根拠とする方法が考えられる。また、負担金決定金額について、沖縄県、那覇市及び豊見城市の3者間で、覚書等の文書を作成することが望ましい。	要		令和5年度	平成15年度開始した豊湖水島・湿地センターの事業計画に基づき算出された収支予算額12,000千円のうち那覇市における負担金額が5,000千円に設定され、以後継続した負担金額となっていました。 今後の負担金額については、物価高騰等の社会情勢の変化を踏まえ積算されたセンター運営費に対応したものとなるよう、負担金を分担している他自治体及び関係部署と調整しております。 また、予算に伴う負担金の覚書が必要であることを確認し、令和5年5月10日付けで沖縄県、那覇市及び豊見城市の三者で負担金の覚書を締結しました。	整理済み
112	環境保全課	59 215	意見	【豊湖水島・湿地センター管理運営協議会負担金事業】 ○負担金交付に係る協議書及び交付決定書の文書が作成されていない 本事業においては、豊湖水島・湿地センター管理運営協議会会長を議長で前期2,500千円、後期2,500千円の請求が支払われているが、その前掲となる協議書及び交付決定について文書が作成されていない。 手続の明確性の観点から、協議内容、及び交付額決定についても文書を作成すべきである。	要		令和5年度	令和5年4月に開催した総会において、環境省より負担金の経緯について説明を受け、今年度予算についても承認を得ました。 また、同総会において、予算に伴う負担金の覚書が必要であることを確認し、議事録等を作成して審議内容を明確にしました。 令和5年5月10日付けで沖縄県及び豊見城市と那覇市の三者で負担金の覚書を締結し、費用の負担内訳について明記しております。	整理済み
113	勞工農水課	58 217	意見	【離島漁業再生支援事業】 ○成果指標が設定されていない 現状、成果指標が設定されていないため、適切な成果指標を設定されたい。	要	本事業は5年間で1事業期間(計画期間)として国に申請を行い、認定を受ける事業となっており、計画期間における成果目標は設定しておりますが、毎年度毎の成果指標については設定していません。 他市町村の事例を参考に検討してまいります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
115	商工農水課	58 222	意見	【水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナウイルス) 除運】 ○適切な成果指標が設定されていない 成果指標は設定されておらず、適切な成果指標を設定したい。 交付申請書によると、事業者は当該設備により干物の開袋を計画していることから、例えば干物の販路拡充や干物の売上高を成果指標にすることが考えられる。干物の販売が開始されるのは、令和4年度以降になるが、令和4年度以降に事業者から情報を入力し、事後的にも良いので効果を測定すべきである。	要	適切な成果指標の設定について、指図書項に記載のあります干物の販路拡充等を参考に、当該設備を導入した事業者と協議し、当該事業の効果を図るのに適切な効果指標の設定を検討してまいりたいと思います。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
116	商工農水課 企画調整課	61 224	意見	【水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナウイルス) 除運】 ○補助金適正化チェックシート作成の運用ルールについて改善の余地がある 現行の運用ルールでは、補助金適正化チェックシート(No.1)は当初予算作成時において各事業に係る実施計画算定の際で作成する運用しているが、本事業は補正予算により随時的に決定したために作成されていないかったことである。 しかしながら、補助金適正化チェックシート(No.1)の作成目的は、実施しようとする補助事業が那覇市の補助金に関するガイドラインに照らして妥当かどうかを判定することにあることから、補正予算により設定された補助事業においても作成すべきである。 したがって、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画調整課は、補正予算により補助事業が設定された場合でも補助金適正化チェックシート(No.1)を作成する運用に変更することを検討すべきである。	要	【商工農水課】 那覇市の補助金に関するガイドラインの運用担当責任部署の企画調整課と協議を行い、適切に見直しをいきたいと考えております。	令和5年度	企画調整課による運用の見直しを確認しました。 今後、補正予算時においても補助金適正化チェックシート(No.1)を作成又は更新いたします。	整理済み
117	商工農水課	58 227	意見	【那覇商工会議所事業書助成事業】 ○成果指標が設定されていない 市は、本事業の成果指標を設定していない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出』、次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	【企画調整課】 那覇市補助金等交付規則に基づき実施される補助事業について、補正予算を編成する場合の運用の見直しを行います。	令和5年度	令和5年6月に事務手順の見直しを行い、補助事業に関し補正予算を編成する場合は、補助金チェックシート(No.1)を作成しまたは更新することとしました。また関係職員に対し事務手順の見直しについて周知を行いました。	整理済み
					要	事業開始時に成果指標の設定はしていませんが、業績報告時に各事業が適切に実施されているかどうかを確認しております。指標があれば次年度事業開始時には改善した事業内容へ変更をしております。	令和6年度	指標があれば次年度事業開始時には改善した事業内容へ変更をしております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
122	商工農水課	58 234	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○事業の事後の評価について改善の余地がある 本事業の成果指標は設定されていない。非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要には欠かれない。効果検証シートなどを活用し、課題の認識、及びその改善案まで検討されたい。 また、他の指定管理事業が、活動指標として予算額を目標値とし、実績額を成果としている点については参考になるが、予算額及び実績額の根拠となる指定管理事業の利用料金減収見込額の妥当性が検証されていることが大前提であることは言及されていない。つまり、本事業は指定管理者制度とセットであるから、実効性ある指定管理者モニタリングを適切に継続されたい。	要	事後の評価の方法については、他課における指定管理事業の事例（目標値を予算額、成果を実績額）を参考にし、適切に設定することが望ましいものでした。 今後同様の交付金事業を実施する際は、他課と情報交換を行ったうえで、適切な事後の評価が行えるよう改善してまいります。	—	今後同様の交付金事業を実施する際は、他課と情報交換を行ったうえで、適切な事後の評価が行えるよう改善してまいります。	整理済み
123	商工農水課 企画調整課	60 235	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化 現当課においては、本事業は「支援金」を「補助金」と同種として判断して検査証書を作成している。但し、検査内容は収入と感染予防対策費のみのチェックとなっており、それだけを求める調査様式になっている。 本事業は指定管理事業とセットであるため、効率化の観点から指定管理事業の取支検査調査書に採用できる様式にすべきである。しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調査の扱いに検査結果を記録して残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せて全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。	要	【商工農水課】 検査調査の作成要否、検査内容等の全庁的なルール改訂については、指定管理施設を総括する企画調整課と協議を行い、適切に見直ししていきたいと考えております。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
124	観光課	58 238	意見	【NAHAマラソンコロナ対策支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある NAHAマラソンの経済効果という観点から言えば、大会再開時には県外からの参加者が多い方が望ましい。そのため、オンラインマラソンも、県外居住者に参加してもらい、県外居住者にNAHAマラソンの存在をアピールしておくことが重要であると考え。 したがって、成果指標として、単にオンラインマラソンの参加人数とするだけではなく、参加人数のうち、県外居住者についても成果指標に加えるべきであった。	要	—	—	オンラインマラソンは、コロナの影響により、リアル大会の代替として実施していたため、今後開催する予定はありません。また、今後リアル大会を開催するにあたっては、例年と変わらず県内外・海外を問わず広く参加者を募っており、引き続き県外居住者に対してもNAHAマラソンの情報を発信し、より多くの参加者を集められるよう努めます。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指標事項 区分	指標事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
125	都市計画課	58 242	意見	【沖縄都市モレール・インフラ外整備事業建設補助金】 ○事業完了後における成果指標の達成度測定が必要 本事業の完了予定は令和7年度のため、現時点においては成果指標の達成状況は検討できない。事業が完了し3面化が実現した後に、成果指標である8面化による利用客数の増加及び遊歩道緑地の達成状況についてモニタリングすることで、本事業の効果を適切に測定されたい。	要	成果指標の達成状況については、事業完了後におけるモニタリングにより、効果を測定することを検討します。	令和5年度	成果指標の達成状況について、事業完了後となる令和8年度以降にモニタリングを実施し、効果を測定します。	整理済み
126	生涯学習課	58 245	意見	【那覇市育英会運営補助金】 ○成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分 事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの事柄が必要となるため、適切な成果指標を設定する必要があります。 貸与人数は活動指標のみならず、那覇市育英会における事業の成果を表す指標でもあると考えられる。したがって、貸与人数又は新規貸与人数を成果指標に設定することを検討すべきである。 その上で、平成24年度をピークに貸与人数が減少している事実を踏まえて本事業を適切に評価し、評価結果を、次年度以降の補助金予算額を決定や那覇市育英会の将来的な度量の検討の際に活用されたい。	要	那覇市育英会および当該にて協議した結果、事業評価における成果指標として、制度趣旨や適正な運営に導くような指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
127	生涯学習課	60 246	意見	【那覇市育英会運営補助金】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない 本事業における那覇市育英会補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎年度の千圓の範囲内で定める額とする」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていない。 本事業においては、補助率の上限を概ね1/2に設定した上で補助金金額を決定する運用としていたため、現時点では実務上大きな問題は生じていないものの、那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率の上限を明記する措置を検討されたい。	要	上位指標である「那覇市の補助金に関するガイドライン」に基づいて那覇市育英会へ補助金を交付しているため、企画調整課等の関係部署との意向を確認しながら、明記する措置を検討したいと考えております。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
129	ちやーがん じゅう課	58 249	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○成果指標が設定されておらず、事業の設備が不十分 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・改善年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの効果が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	令和6年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センター連合会を通して、(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、シルバー事業実施の向上の為、IPDCAサイクルを導入し、継続的な改善及び実績の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目について目標管理を行う計画が通達されたため、当センターにおいても同項目を成果指標として設定します。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 3.退会抑制策 ○派遣事業延人員 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増	令和6年度	・実施日： 令和5年4月1日 ・実施内容： 下記のとおり、成果指標を設定し、継続的な改善及び実績の向上を図る取組を行っているところです。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 ・女性会員の活動強化 2.入会説明会の工夫 ・窓口での個別説明 3.退会抑制策 ・高齢会員向けの簡易な就業内容を検討 ○派遣事業延人員 1.派遣事業の拡大 ・人手不足分野の開拓を検討 2.延人員の増 ・未実地	取組中
130	ちやーがん じゅう課	47 59 250	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○補助金予算精算時における団体の資金約余剰の有無の検証 那覇市シルバー人材センターにおいては、5期連続で一般正味財産増減額がプラスとなっており、特に令和2年度においては当期一般正味財産増減額が17,330千円と多額に生じている。市は、補助金交付額の予算精算にあたり、国からの補助金内示額のみならず、那覇市シルバー人材センターの過年度の収支状況や補助金交付対象年度の収支見込み額、また、余裕資金の有無等についても考慮した上で、真に必要な補助金額を予算として精算すべきであり、運営補助金の過剰な交付を防ぐ必要がある。	要	令和2年度の当期一般正味財産の17,330千円増額については、現在シルバー人材センターが計画を立て、解消に努めているところです。 市の補助金交付額の予算精算にあたっては、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、真に必要な補助金額を予算として精算し、運営補助金の過剰な交付とまらないよう努めます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
131	ちやーがん じゅう課	60 251	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない 本事業における那覇市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎会計年度の予算の範囲内において定めるものとする。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていない。 那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率上限を明記する措置を検討されたい。	要	市の補助金の算定基準について、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、補助金交付要綱への補助率上限の明記を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
133	ちやーかん じゅう課	47 60 251	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○収支に余裕が生じた場合の補助金交付額の検討 令和元年度以降の3年間、那覇市シルバー人材センターの収支状況には比較的余裕があるように推察されるが、このような理由だけでは、単に予算措置しているからという理由だけで予算措置額を交付確定額とするのではなく、補助金の執行時に法人の収支実績を確認の上、収支に余裕が生じたのであれば、予算措置額から減額して補助金を交付することを検討すべきである。そのため、補助金検査時においては、法人の収支実績を確認した上で補助金交付額を算定されたい。	要	国や他市町村の補助金算定基準なども参考に、補助金検査時において法人の収支実績を確認した上での補助金交付額算定を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
134	保健総務課	59 255	意見	【病院事業運営費負担金】 ○運営費負担金の交付対象となる経費の範囲について改善の余地がある 取得代金の支払い時に運営費負担金が財源措置されるという点であるから、減価償却費計上時に更に財源措置する必要は無く、減価償却費計上時に財源措置してしまうと、一直に財源措置されてしまっていることになる。したがって、小児医療に要する減価償却費(308,026円)及び高度医療に要する減価償却費(92,924円)のうち、運営費負担金を財源とした減価償却費である、154,013円(小児医療)及び46,462円(高度医療)については、減価償却費計上時には運営費負担金算定上の経費から除くべきである。 今後は、新病院建設に伴い多額の建物減価償却費が発生することが予想されるため、市は、上記記載内容を踏まえ、より合理的な運営費負担金算定方法を確立されたい。	要	取得代金の支払時は元金償還(借入金)に対する財源措置となっており、小児医療等に要する減価償却費は差額費用(赤字分)に対する財源措置となっており、二重の財源措置かどうか引き続き検討します。 また、繰出基準においては、各団体の繰入・繰出の差額を踏まえ算定する事となっていますので、今後の新病院建設による那覇市立病院の収支感化等も予測されるなか、どの様な算定方法がお互いのために良いのか、検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
135	保健総務課	60 256	意見	【病院事業運営費負担金】 ○運営費負担金の交付要綱が作成されていない 市は、那覇市立病院に対する運営費負担金の交付要綱を作成していない。これは、平成26年度の那覇市監査委員による財政援助団体等監査においても指摘されているところであり、7年以上未対応のままである。 交付要綱が作成されていない現状は、交付目的等の事項に関して載るべき内容が存在しないということであり、市の行政手続上問題である。したがって、市は運営費負担金の交付要綱を早急に作成すべきである。	要	運営費負担金交付要綱の作成に向けて、明確な算定方法を定めるため総務省繰出基準に掲げられた各経費の法的根拠について照会を行ったところであります。これを踏まえ、企画財務部と要綱制定に向け協議を開始します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
136	保健総務課	47 61 260	意見	【病院事業運営費交付金(新型コロナウイルス関連)】 ○運営費交付金交付の必要性検討が不十分 令和2年度及び令和3年度における那覇市立 病院の医療収益及び医療収支比率はコロナ禍 前の平成30年度よりも悪化していたが、コロナ禍 床確保補助金等の受取により当期純利益及び 経常収支比率は平成30年度と比較して大幅に 向上している。 市は、医療収支が厳しい那覇市立病院を支援 するために緊急性が高いとして本事業を立案し たが、このような緊急性の高い事業であったとし ても、那覇市立病院の資金繰りの状況等、必要 最低限の事項を考慮した上で事業の必要性を 検討すべきであった。	要	—	—	病院事業運営費交付金の必要性については、医 療収支の悪化により緊急性が高いと判断したもの です。 今後、新たな感染症等への対応が生じた場合、医 療収支への影響や国等の補助制度の動向等も踏 まえて必要性を判断していきます。	整理済み
138	保健総務課	60 265	意見	【救急診療事業補助金】 ○医療提供体制の十分性について市が確認し ていない。 那覇市立病院においては、小児救急診療の真 施体制について、病院側の判断に基づき、医師 2名＋看護師5名＋放射線技師1名＋検査技師 1名＋薬剤師1名の合計10名体制を確保してい る。 市は補助金交付にあたって「補助事業の内容 が適正であるかどうか」を確認する必要があると 規定されているため、本補助事業の対象となる 「休日又は夜間における小児救急診療」を実施 する上で、既述の10名体制は医療提供体制とし て十分であるかについて、市においても確認す ることがより望ましいと考えられる。	要	—	—	救急医療提供体制については、市立病院の業務 運営に対する自主性に最大限配慮しているところ です。「南新医療圏病院群輪番制度」の規定に基 づく輪番日の診療体制については、市立病院が 医療ニーズの把握やマンパワーの状況を踏まえ、 自主的に判断に委ね、輪番日に診療が確実に実 施されていることを確認していきます。	整理済み
139	道路管理課	61 268	意見	【沖縄都市モビリティ自由通協の維持管理業務 委託】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果 測定』や「事業実施上の課題抽出・改善方法の検討 の改善」といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい。事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。	要	—	—	本業務は、成果指標の設定が困難な業務である が、施設を良好な状態に保つため、法令等に基づ く点検、清掃などを実施し、昇降機等の長期停止 の未然防止を図ることを目標に業務を進めており ます。 なお、他の道路管理系4年4回の幹事会及び必 要に応じて事業の課題抽出や改善方法の検討な ど、今後の大規模な施設の更新や長寿命化に向 けた意見交換や情報共有を図っており、目標達成 に向けて取り組んでおります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
140	道路管理課	62 269	意見	【沖縄都市モノレール】自由通路の維持管理業務委託】 ○委託金額決定時に入手する見積書の内容に改善の余地がある 委託金額の決定にあたり、市が沖縄都市モノレール側から入手している見積書は、委託業務の見積額総額が記載されているだけで、委託業務を構成する個々の業務ごとの見積額内訳は記載されていない。 見積書入手にあたっては、見積額内訳も合わせて入手することを検討されたい。また、個々の業務ごとの見積額の根拠資料として、個々の業務に関する再委託先からの見積書も入手することが望ましい。	要	—	令和5年度	見積書入手にあたり、見積額内訳書と共に再委託先からの見積書を徴取致しました。	整理済み
142	道路管理課	64 270	意見	【沖縄都市モノレール】自由通路の維持管理業務委託】 ○委託費に係る根拠資料の入手が不十分 一部再委託業務について、再委託先との契約書や請求書は保存されており、再委託先から沖縄都市モノレール側に提出された見積書が保存されているだけであった。 この点、再委託からの見積書のみでは、実際に沖縄都市モノレール側の業務を再委託したこと証明できず、検査資料として不十分である。したがって、全ての再委託契約書のコピーを入手しファイルに保存すべきである。 また、現状、市は費用額の妥当性検証において再委託先との業務委託契約書等と照合しているが、契約書だけでは、実際に再委託先に対する委託費用が発生したかどうかを証明できない。したがって、市は、契約書のみでなく、再委託先からの請求書についても精算報告書に添付させ、その内容を検査することが望ましい。	要	再委託先の契約書については、今年度の業務より早しを添付するおに改善します。また、精算書においても、再委託先への支払い等に係る書類も添付するように改善いたします。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
143	道路管理課	64 270	意見	【沖縄都市モノレール】自由通路の維持管理業務委託】 ○精算報告書の提出時期について再検討の余地がある 令和3年度の本業務の委託期間は、令和3年4月14日から令和4年3月31日までとなっている。一方、本業務の精算報告書は令和4年3月31日付けで市に提出されていることから、委託業務完了から精算報告書作成までの期間が非常にタイトになっている状況が伺える。 委託事業者である沖縄都市モノレール側における精算報告書作成時間を確保するためにも、精算報告書の提出期限を4月上旬にする必要性がないか検討されたい。	不要	ご意見をいただき、4月上旬での検査を検討いたしました。地方自治法施行令において、原則として当該業務の属する会計年度内で完了検査を行い、支出事務を行う上定められていることから、年度末(3月31日)での検査を行う必要があります。(参考：地方自治法施行令第143条)	—	—	—

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
144	道路管理課	64 271	意見	【沖縄都市モノレール】自由通路の維持管理業務委託】 ○仕様書に記載されていない業務が委託されている 業務委託契約を構成する業務のうち、施工管理業務（エレベーター、エスカレーターの現場技術管理業務）が仕様書に記載されていないかつ、担当課に質問したところ、記載が漏れていたことである。 仕様書は、市が委託したい業務の概要を委託候補者に示すために作成する書類であるから、委託候補者に委託業務内容を正しく理解してもらうためにも、施工管理業務についても仕様書に記載すべきである。	要	—	令和5年度	「令和5年度沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託」において、仕様書に施工管理業務を明記するなど、必要事項を追記・改訂しております。	整理済み
145	企画調整課	64 275	意見	【取巻市市制100周年記念沖縄都市モノレール（ゆいレール）ラッピング車両運行業務】 ○履行状況に関する検査方法に改善の余地がある 委託先から提出された業務完了報告書の入手をもつて履行確認とし、「検査問書」を作成している。しかし、実際に仕様書に基づき毎日ラッピング車両が運行されていたことを確認していなかったため、履行確認の方法に改善の余地があった。	要	—	令和5年度	担当職員の出退勤時や外勤時に走行中のラッピング車両の目視を行っておりますが、ご提案の方法では行っておりませんが、今後同様の事業を行う場合は、ご提案の方法も含め検討し、対応して参りたいと考えております。	整理済み
146	公園管理課	61 278	意見	【新市公園維持管理業務委託】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの裏返しが必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	公園の維持管理を効果的、効果的に推進するため、本業務委託が、公園利用者等にとって快適な公園環境の確保に資しているか、公園利用者へアンケートを行う等、検証方法を検討し、適切な成果指標を設定します。	令和6年度	今年度は公園利用者等へのアンケートによる検証内容や検証方法の検討を行います。	取組中
148	秘書広報課	61 282	意見	【「広報紙は市民の友」配布業務委託】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの裏返しが必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	—	令和5年度	改善策について、成果目標の設定については、今後は過去5年間の問い合わせ件数の平均値約150件を下回るように、問い合わせ件数100件/年以内とする等の成果目標を定め、業務改善を図ってまいります。	整理済み
149	クリーン推進課	61 286	意見	【スプリング入りマットレス等解体業務委託】 ○活動指標が設定されていない 本業務の必要性及び本業務の従事人数の妥当性等を継続的に検証するために、活動指標として、解体したマットレスの台数を把握し、業務の満足感を把握しておくことは有用であると考えられるため、検討されたい。	要	スプリング入りマットレス等解体業務委託において、解体したマットレスの台数を事業開始年度である平成28年度より集計しデータ化しているところであります。	—	ご指摘いただきましたように、活動指標を把握するため、引き続きマットレス等の解体台数の把握に努めてまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
150	クリーン推進課	62 286	意見	【スプリング入りマントレス等解体業務委託】 ○より合理的な委託料積算方法の検討 シルバー人材センター以外の事業者から見積 書を入力する等して、「マントレス1個解体あたり の作業単価」×「見込み年間解体数」による委託 費見積額を算定の上、現状の委託料見積額の 妥当性を検証すべきである。	要	地方自治法施行令第107条の2第1項第3号に基づ きシルバー人材センターと随意契約をしていること であるが、今後は、他社から当該業務委託内容に属 する見積書を徴することで「マントレス1個解体あたり の作業単価」及び「見込み年間解体数」を推計する ことで、シルバー人材センターからの見積額の妥当 性を検証するよう努めます。	令和6年度	令和6年度の業務委託に係る手続きにおいて取り 組む予定をしています。	取組中
151	クリーン推進課	62 287	意見	【スプリング入りマントレス等解体業務委託】 ○随意契約の契約内容が公開されていない 市のHP上で本契約の契約後の情報（契約者 の名称、契約理由、等）が記載されていないかっ た。 この点、担当課によれば、「契約時において は、メールにて秘書広報課にHP掲載依頼を行 い、HP上で正しく掲載されていることを確認し た」とのことであるため、その後、どこかのタイミ ングでウェブサイトに不具合が生じ記載が消えてし まった可能性があると考えられる。 市は、那覇市契約規則第21条に依り、随意契 約に関する情報を掲載し、HP上で公表する必要 があるため、随意契約情報の記載が消えてし まった理由を調査の上、再発防止に努めるべき である。	要	随意契約の契約内容が公開されていなかったこと に関して、システム的な不具合により情報が消えてし まった可能性がありますが、システムにおける不具合 の特定には至っておりません。 今後の対応としては、情報掲載後は定期的にHP 上に掲載されたページの確認をすることで、適切な 契約内容の公開に取り組んでいきます。	令和5年度	令和5年度における随意契約の契約内容の公開 に関しては、契約内容が公開されていることを確認 した後、そのページ画面を画像保存することで契 約内容の公開の公開を確認しました。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
152	ちやーがん じゅう課	61 290	意見	【那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓 発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○成果指標が設定されていない ○成果指標が設定されていないと、『事業の効果 測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい、事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの重視が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。 また、講座を充実したものにするために講座受 講生に対し講座の満足度アンケートを行い、満 足したものの割合を成果指標にすることも検討さ れたい。	要	令和5年度は介護予防講座の開催は、月3回以上の 開催を目標とする。また、回あたり5人以上の参加 となるよう指標を設け、成果指標を設定しました。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	整理済み
153	ちやーがん じゅう課 財政課	62 291	意見	【那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓 発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○事務算定ルールが不明確 委託料の積算にあたっては、市の要求水準を 満たすために必要な金額を計上すべきところ、 相模が曖昧な項目は極力排除することが求めら れる。 そのため、一般管理費については、主に業務 委託生の内規に依るのではなく、市内部におい て客観的に合理的な積算を可能とする新たな ルール(積算根拠)を明確化されたい。 なお、一般管理費の算定ルールを含む委託費 に関する事務処理は、明確化された上で、新課 又は全庁的に統一されるべきである。したがっ て、新課毎又は全庁で統一された委託業務に係 る事務処理マニュアルを作成することを検討され たい。	要	【ちやーがんじゅう課】 事務算定については、他部署の委託に係る算定 ルール等も鑑みながら今後も検討していきます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					要	【財政課】 他の中核市に照会したところ、委託料中一般管 理費について統一した算定ルールを設けている市 はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要 な経費であるものの、当該委託業務分として経費 の算定が難しい光熱水料や管理部門の人事費等 にのみ係る経費について、便宜的に一定の率を乗じ て算定した額を計上するものです。市は多種多様 な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一 律ではないことから、全庁的に統一した基準を作 成することは困難だと考えております。	令和5年度		整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
156	ちやーがん じゅう課	63 293	意見	【那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓 発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○再委託禁止条項が委託先の業務実施形態と 組織がある 委託契約書第13条に、「乙は委託事業を自ら 実施するものとし、他のものに再委託することが できない。」との規定がある。（再委託禁止規定） しかしながら、シルバー人材センターは会員に 委託（請負）した上で事業を実施しており、形態 上はシルバー人材センターから会員への再委託 に該当するものと考えられることから、委託契約 書第13条の規定内容と実態に齟齬が生じている 状況である。 再委託を原則禁止するにしても、委託契約書 第13条の文言に「ただし、市が認めたものは除 く。」等の規定修正をすべきである。	要	今年度契約における指摘事項については、契約書 へ「ただし、市が認めたものは除く。」と追加しまし た。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	整理済み
157	健康増進課	62 296	意見	【がん検診・肝状ウイルス検診（個別・集団検診） 業務】 ○受診状況の分析及びフィードバックについて 本検診業務の目的に照らし、受診者数、受診 率について、予定（対象職員数）と実績（受診者 数）の差を分析し、未受診者についてはその 理由と改善策についてフィードバックすること を検討されたい。	要	令和4年度に、一部の対象者に対して、インタビュー 形式で検診を受診しない理由を確認しました。例 年、未受診者に対して受診勧奨はかきを送付してい ますが、インタビューで得た気づきをはかきのレア ウトに反映し、受診につながるような勧奨に努めま す。	令和5年度	子宮頸がん無料クーポン対象者に対して、未受診 者への勧奨はかきレアウトを2通り作成し、はかき 送付後の受診動向を確認します。その結果、効果 のあった方を採用し、今後のかはきレアウトに生 かすとともに、引き続き受診につながる勧奨に努め ます。	取組中
158	健康増進課	62 297	意見	【がん検診・肝状ウイルス検診（個別・集団検診） 業務】 ○予定価格決定の経緯に関する記録がない 予定価格決定の経緯が記録（起案書等）として 残っていないため、予定価格の妥当性に疑義が 生ずる。 予定価格決定の経緯は記録として残された い。予定価格の妥当性の根拠になることはもとよ り、本件の予定価格決定の方法は、担当者のノ ウハウとして蓄積し参考されるべきものと考えら れる。	要	建設業務委託契約に係る予定価格については、那 覇市契約規則第22条第3項の規定により、執行予定 の金額をもって予定価格としています。ご意見のと おり、執行予定の金額を積算するための委託料単価 についての記録がありませんでした。令和5年度委 託契約については、委託料単価の決定の方法につ いて記録を残します。	令和5年度	委託料単価の決定方法については、適切に記録 し、決裁文書として残しました。	整理済み
159	健康増進課	62 301	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業 務】 ○事業の事後的评价について改善の余地があ る 本事業の成果目標は設定されていない。 非常事態時における事業であっても、事後的 な評価・検証によって事業の効果を測る必要性 は無くならない。 具体的な評価方法としては、例えばワクチン接 種回数や接種割合に基づく評価が考えられる。 また、他の事業で利用する効果検証シート等を 活用し、課題の認識、その改善策まで検討され たい。	要	業務委託の評価表を作成し、令和5年秋開始接 種にむけて、令和5年春開始接種の評価・検証を行 います。	令和5年度	業務委託の評価表を作成し、令和5年秋開始接 種にむけて、令和5年春開始接種の評価・検証を 令和5年8月9日に行いました。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
160	健康増進課	62 301	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業 務】 ○予定価格（医師時給）決定の経緯に関する記 載がない 那覇市医師会との調整に基づき決定された時 給12,500円という金額は、「那覇市新型コロナウ イルスワクチン集団接種に従事する医師等の報 償費に関する要綱」において記載されているもの の、本件予定価格（医師時給）を決定した経緯を 補説できる資料（起案書など）がないため、予定 価格の妥当性に疑義が生ずる。 緊急を要する状況であったことは十分理解でき る。一方で公金を財源とする以上、那覇市医師 会から時給算定の根拠等を徴求し、妥当と判断 した経緯を記録として残されたい。	要	新型コロナウイルスワクチン接種については、初め て使用される新しい製造方法で製造されたワクチン であったこと、また、ほぼ全国民を対象とする、これま でにない大規模で緊急的な接種として始まりまし た。本市においては、当該接種に際し、那覇市医師会と 協議を行い、安定的な医師確保に努めているところ です。今後につきましては、算定の根拠や判断経緯 について丁寧な記録に努めてまいります。	令和5年度	当該集団接種に係る医師への報償費について は、那覇市医師会との協議を行った上で、那覇市 は、新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事する 医師等の報償費に関する要綱を、令和3年4月23 日に企画時務折衷会議の後、健康部長決裁を経 て制定しております。今後につきましては、算定の 根拠や判断経緯について丁寧な記録に努めてま いります。	整理済み
161	健康増進課	63 302	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業 務】 ○随意契約における見積合わせ不要とした根拠 が不明確 本委託契約において、那覇市契約規則第23条 第2項第4号「市長が見積書を徴する必要がない と認めるとき」に該当することの判断により、那覇市 立病院からの見積書を徴求している。 同条第2項第4号に該当することの根拠として、 かつ、随意契約の妥当性を確保するため、各医 療機関との調整の経緯を記録として残されたい。	要	市が運営する集団接種会場においては、日々多く の医師の配置が必要であり、より安定的な医師の配 置を目指すため、一部の集団接種会場における医 師業務について、那覇市立病院をはじめ、市内の5 箇所の病院に対して、文書による協力依頼を行って まいります。	令和5年度	令和5年秋開始接種について、那覇市立病院を はじめ、市内の5箇所の病院に対して、文書による 集団接種医師業務の協力依頼を令和5年7月24日 付けで行いました。	整理済み
162	健康増進課	63 303	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業 務】 ○見積書の様式について改善の余地がある 見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記 載が無い場合、見積書の発注発日と契約締 結までの期間が乖離すると以下のような不利 益が生ずると考えられる。 委託先については、経済環境が変化しても当初 の見積額に拘束され、取引関係上、不利に扱わ れるおそれがあること。 那覇市については、起案決裁日が見積書の発 行発日付から乖離した場合は、委託先が当初見 積額で受託できないおそれがあり、非効率となる こと。 このような不利を防止するため、見積書は 「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様式 にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有 効期限については、過度に委託損失を拘束 することなく、社会通念上合理性の認められる契 約履行期間に設定されたい。	要	令和5年秋開始接種より取得する見積書について は、「発行日付」と「見積有効期限」を必須とします。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
163	健康増進課	62 306	意見	【新型コロナウイルス感染症に係る基本型医療機関業務】 ○事業の事後の評価について改善の余地がある 本事業の成果指標は設定されていない。 非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無くならない。 他の事業で利用する効果検証シートなどを活用し、課題の認識、その改善策まで検討されたい。	要	業務委託の評価表を作成し、今後の改善につなげるため、令和4年度業務委託の評価・検証を行いました。	令和5年度	業務委託の評価表を作成し、今後の改善につなげるため、令和4年度業務委託の評価・検証を令和5年8月9日に行いました。	整理済み
164	入事課	62 310	意見	【那覇市職員定期健康診断業務】 ○定期健康診断の受診状況の分析及びフィードバック 現状の取組みに加えて、定期健診の目的(職員の健康配慮、労働安全衛生法66条健診実施義務)に照らし、受診者数、受診率について、予定(対象職員数)と実績(受診者数)の差異を分析し、未受診理由とその改善についてフィードバックすることを検討されたい。	要	受診しやすい環境を更に整えるため、受診可能な医療機関を増やすことについて検討します。 また、業務繁忙のため未受診となることあるため、その対応について検討します。	令和5年度	年度当初において、令和5年度の契約医療機関を前年度より2か所増やし(合計8か所)、前年度の未受診者については、個別に理由を確認のうえ、受診刺激を行いました。 また、7月26日付で各所属長に通知を行い、所属職員が業務繁忙を理由に未受診となることがないように周知を図りました。	整理済み
165	入事課	63 311	意見	【那覇市職員定期健康診断業務】 ○見積書の様式について改善の余地がある 見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い場合、見積書の裏面発行日から契約締結までの期間が乖離すると以下のような不利益が生ずると考えられる。 ・委託先については、経済環境が変化しても当初の見積額に拘束され、取引関係上、不利に扱われるおそれがあること。 ・那覇市については、起案決裁日が見積書の裏面発行日から乖離した場合に、委託先が当初見積額で受託できないおそれがあり、非効率となること。 このような不利益を防止するため、見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様式にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有効期限については、過度に委託候補先を拘束することなく、社会通念上合理性の認められる契約締結期間に設定されたい。	要	見積書の様式について、「発行日付」と「見積有効期限」を設け、記載も必須にすることとします。	令和5年度	令和5年度より撤収する見積書については「発行日付」と「見積有効期限」を必須とします。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
166	南工農水課 企画調整課	65 319	意見	【那覇市ぶんかデンプス箱管理運営事業】 ○指定管理事業に係る検査方法について明確化が必要 検査履歴は、指定管理者の運営の適正性確保に資するだけでなく、指定管理事業の管理ノウハウと心得ることから蓄積すべきである。具体的には、検査手続の内容、発見事項と対応内容を簡潔に文書化しておくことが望ましい。全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。 本事業においても、チェック手続の始事例が発見されているため、このようなチェック手続をマニュアル化しノウハウとして引き継がれたい。	要	【簡工農水課】 全庁的なルール改訂については、指定管理施設を総括する企画調整課と協議を行い、適切に検討してまいりたいと思います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
167	南工農水課	65 317	意見	【那覇市ぶんかデンプス箱管理運営事業】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 曖昧な計上を容認することは指定管理事業に係る市への返納額(収支余剰額の1/2)を不当に減額するおそれがあるため、厳密な積算が困難だからこそ、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。 令和2年度の一般管理費として本部人件費の10%としているのは、『委託事業費処理マニュアル』(経済産業省)を参考にしたとのことであるが、本部人件費及び本部経費も自社の業務と区別することは困難であるため、いわゆる「一般管理費」として一括計上されたい。	要	指定管理事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについては、一般管理費(事業費の10%以内等)としての計上を検討してまいりたいと思います。また、事後的に一般管理費を認めることがないよう、事業計画書等にて事前に総算として計上していただくように整理したいと思います。	—	今後、一般管理費(事業費の10%以内等)としての計上を検討してまいりたいと思います。	整理済み
168	南工農水課	65 317	意見	【那覇市ぶんかデンプス箱管理運営事業】 ○モニタリングの内容について改善の余地がある 本事業に係る成果指標を設定していないことと相俟って、令和3年度の評価結果を「良好」とした根拠が曖昧であり、目標値と実績値の比較による評価が不十分で、PDCAが機能しているとは言えない。 効果的なPDCAを実施するには、那覇市と指定管理者が連携して算定した収支計画を成果指標(KPI)として設定すべきである。そのうえで、運営環境の変化と必要に応じて計画を修正すること、そして、収支実績との差額を分析し、改善案を算定し、次年度以降の事業に活かしていくというサイクルを基本動作として構築すべきである。	要	成果指標については、施設利用者数、利用料金収入額等を基に適切に設定したいと思います。また、令和5年度の事業計画書(指定管理者が作成、提出)につきましても、成果指標が適切であるか見直しを行い、必要に応じて成果指標の再設定を進めてまいります。	令和6年度	令和5年7月に指定管理者と成果指標の設定について相談し、令和5年度事業計画書における成果指標の見直しに向けた調整を進めております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
169	商工農水課	63 318	意見	【那覇市ぶんかデパザンズ館管理運営事業】 ○指定管理施設における備品の管理状況に改善の余地がある 備品については台帳が整備されているが、状態が「不明」とされているものが21件、総額1,036千円あった。 今後の現物検査等においては関連規定に基づき適切に対処されたい。 また、現状の現物検査方法では、台帳に計上された備品の実在性の検証になるが、網羅性の検証にはならない。そこで、検査対象を事前に通知するだけでなく、施設内でランダムに指定した備品が台帳に計上されているかという方法も実施されたい。	要	求態が「不明」の備品については、使用可否は使用不可の現地確認を行ったうえで、関連規定に基づき備品台帳を整備いたします。 また、現物検査(定期監査等)につきましては、本市の監査委員事務局が所管となりますので、本意見を伝えてまいりたいと思います。	令和5年度	現地確認を行ったうえで、関連規定に基づき備品台帳を整備いたします。	整理済み
170	福祉政策課	64 322	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない 測定『や』事業実施上の課題抽出・救年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	事業の効果を検証するため成果指標の設定は有効だと考えています。どのような成果指標の設定が適切なのか検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
171	福祉政策課	64 328	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPを意識したものにすべきである。 大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは、大項目の結果の原因分析につながるような内容にすべきである。	要	モニタリングシートの項目及びチェックポイントは変更ができませんが、成果指標の設定を含め、分かり易い評価内容となるよう適切に対応してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
172	福祉政策課	65 328	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングに当たり当該評価に至った理由の記載が不十分 モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適」もしくは概ね4段階(「5」「3」「1」「0」)の4段階で、5の評価が最も良い。)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に何故5でなく3なのかコメント欄の記載から判断しない。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者からみれば分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。	要	当該評価に至った理由が分かり易いコメントの記載に努めてまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
173	ちやーがん じゅう課	64 336	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない 『事業の効果 成果指標が設定されていない』『事業の効果を 測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい、事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの事業が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。 また、施設ごとに実施しなければならぬ利用 者アンケートの結果を利用し、「利用者満足度」 を成果指標とすべきである。	要	施設の利用者数及び利用者アンケートによる利用 者満足度を成果指標とし、利用者数の増及び満足 度の向上に努め、事業の効果測定や事業実施上の 課題抽出・次年度以降の改善を実施します。	令和5年度	令和5年度より、施設利用者数の増及び利用者 アンケートによる利用者満足度の向上を成果指標 として設定しています。 令和3年度より、令和5年度までの長期期間に 利用登録者数が以前の6割程度に落ち込んでいる 状況が続き、令和5年度の利用登録の受付に際 し、新聞（しやち、はーむぶらさ）等をはじめ、各目 治会や地域の会合においても施設の紹介を行っ ています。また、施設利用者や講師、民生委員、 地域包括センターを介して各施設の講座内容を周 知し、利用登録者の増加を図っております。 各施設において利用者へのアンケート調査を更 新し、利用者の満足度や動向を把握し、事業の効 果測定や事業実施上の課題抽出・今後の改善に 努めています。	取組中
174	ちやーがん じゅう課	65 336	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○仕様の内容が一歩履行されていない 令和3年度はコロナのため、6施設とも、令和3 年4月13日～10月6日（177日）、令和4年1月8 日～2月20日（44日）の合計221日間閉鎖してい たのである。施設書、仕様書には、指定管 理者が行う業務としてセンター利用許可と地域 活性化に関する業務があるところ、上記のとおり 221日間も閉鎖していたのでは上記業務、特に 地域活性化に関する業務が履行できていないと いわざるを得ない。 例えば、閉鎖期間においても地域活性化に関 する業務に十分取り組めるようオンラインを活用 するなど工夫を行わなければならない。市も指定管理者 に対して、閉鎖期間中の人件費の有効活用につ いて助言を行わなければならない。	要	コロナ禍などにより長期間の閉鎖を余儀なくされる 場合においても、施設書や仕様書に沿って、地域活 性化に関する業務など、指定管理業務に十分取り 組めるよう工夫を行います。 市は、指定管理者に対し、閉鎖期間中の人件費の 有効活用について助言を行うようにします。	令和5年度	令和5年度からは、コロナの感染状況を注視しな がら、地域と連携し、地域福祉まつりや施設利用 者のグループによる憩い活動など、地域活性化に 関する業務を積極的に行い推進しており、施設書や仕 様書に沿った取組に努めています。	取組中
175	ちやーがん じゅう課	65 337	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○指定管理料に積算時に利用料金を考慮して いない 各施設とも利用料金を採用しているにもかか わらず、指定管理料の積算において利用料金が 考慮されておらず、見込み利用料金が減額さ れていない。利用料金は微々たる金額であるが （しかも令和3年度は閉鎖期間が長かったことも ありほとんど利用料収入がない）、適正な指定 管理料を算定するためには予想される収入は減 額すべきである。	不要	指定管理料につきましては、次期指定管理者選定 の際、利用料金も含む過去3年間の収支実績額を 基に積算しております。また、コロナ禍で施設が閉鎖 していた年度を除き、基本的にこの余剰額は発生して いないため、適正な指定管理料が算定されているも のと考えております。	—	—	—

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
176	ちやーがん じゅう課	64 341	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにすべきである。 大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは、大項目の結果の原因分析につながるような内容にすべきである。	要	モニタリングのチェックポイントは成果指標を意識したものにし、小項目のチェックポイントは大項目の結果の原因分析につながるような内容にするよう検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
177	ちやーがん じゅう課	65 341	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングに当たり当該評価に至った理由の記載が不十分 モニタリングシートの名チェックポイントの評価は「通・不遇」もしくは概ね4段階(5・3・1・0で、5の評価が最も良い。)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に向成5でなく3なのか理由不明の部分が多くコメント欄の記載から判断できない。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。	要	モニタリングを行う際には結論のみならず、当該結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載するようになります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
178	こども教育保 育課	64 345	意見	【児童館管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの効果が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。 本事業の目的は、児童館を市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供することである。そして、施設の利用人数が多ければ上記の活動拠点として地域に浸透しているといえることから施設の利用人数を成果指標とすべきである。	要	利用者見込数を成果指標として位置付けることとします。	令和5年度	利用者見込数については前年度の実績に人口増減の見込みを考慮して算定します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
179	子ども教育保 育課	63 347	意見	【児童館管理運営事業】 ○経費算の算定ルールが不明確 本指定管理事業においても、抽出・特定が困難な経費が発生する可能性が認められるため、該経費の必要性は必ずしも否定されるものではなく、計上は可能と考える。 一方で、臨時の計上を容認することは指定管理事業に係る肝心の返納額(収支差額の1/2)を不当に減額するおそれがあるため、厳密な経費が困難だからこそ、合理的な根拠となる指標を設定すべきである。	要	経費算の計上について、改善方法を検討いたします。	—	「委託事業事務処理マニュアル」(経済産業省)を参考に諸経費の算定方法を検討します。	整理済み
180	子ども教育保 育課	64 351	意見	【児童館管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにするべきである。 本項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て5になるようなモニタリングでは意味をなさないで、小項目のチェックポイントは、大項目の結果の原因分析につながるような内容にするべきである。	要	成果指標の達成状況を勘案しながら、小項目のチェックポイントを評価します。	令和6年度	成果指標の設定作業終了後、指定管理者へ周知の上、次年度にモニタリングを行う際に成果指標の達成状況を勘案しながら小項目のチェックポイントを評価いたします。	整理済み
181	子ども教育保 育課	65 351	意見	【児童館管理運営事業】 ○モニタリングに当たり当該評価に至った理由の記載が不十分 モニタリングシートの名チェックポイントの評価は「適・不適」もしくは概ね4段階(5・3・1・0で、5の評価が最も良い。)に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合に何故5でなくて3なのか理由不明の部分が多い。各項目にはコメント欄があるが、そもそもコメント欄が空欄となっている所分も多く、評価に至った理由の記載が不十分である。コメント欄に評価に至った理由を記載しておくべきである。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結論(評価)に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。	要	評価の過程が見えるように、評価理由も記載します。	令和5年度	評価理由を記載の上、評価作業を行ってまいります。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和3年度テーマ】
人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について

合計（件数）		改善の必要性	措置状況	
指摘の件数			処理区分	件数
32		要	処理済み	21
			取組中(A)	8
			未措置	0
意見の件数	213	不要	—	3
		改善の必要性	処理区分	件数
			整理済み	114
181		要	取組中(A)	61
			未措置	0
		不要	—	6

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和4年度措置状況		改善の必要性	措置状況	
指摘の件数	合計（件数）		処理区分	件数
8		要	処理済み	0
			取組中(A)	8
			未措置	0
意見の件数	69	不要	—	0
		改善の必要性	処理区分	件数
			整理済み	39
61		要	取組中(A)	22
			未措置	0
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和3年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4)「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。
- (5)「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載され、改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされているものの、取り組みの結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの
第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
84	こども政策課	80 204	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○実績報告書の提出時期について 令和2年度の実績報告書の提出期間については、仮決算による実績報告書を令和3年3月1日～3月19日、本決算による実績報告書を令和3年4月1日～5月14日としていた。 現状の市の取り扱いでは、補助金交付要綱にそったものになっていないと言わざるを得ない。 現状の2段階による実績報告書の提出という方法の必要性を改めて検討したい上で、2段階方式を継続させるを得ないのであれば、手帳と交付要綱が乖離しないよう、補助金交付要綱の規定を改訂することを検討されたい。	R4	要	児童クラブの運営は、継続的に年度末まで実施している事業であることから、実績報告書については現状の2段階での報告を求めざるを得ない状況であります。要綱改定を含め実績報告書の事務処理の在り方について検討致します。	令和4年度	要綱に沿った実績報告に改める必要があると認識しています。実績報告の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。	取組中
					R5	要	実績報告の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
85	こども政策課	81 204	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○開所時間の考え方 市は、開所時間の考え方について厚生労働省の見解を踏まえて再度整理するとともに、整理した考え方について事業者へ伝達するとともに、事業者に対し開所時間を適切に集計するような体制の構築を指導すべきである。 さらに、本事業の補助金給付に係る検査時において、開所時間について事業者からの報告のみをもって判断するのではなく、運営規定、児童募集パンフレット、支援員のタイムカード及び児童の出席簿等の関連資料を利用するなどして、開所時間が正しく算定されているかどうかについて適切に検査するための手法を確立されたい。	R4	要	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等も踏まえて、乖離や相違が見られるケースについては、各クラブに対し是正を求めて参ります。	令和4年度	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等を整理し、補助金給付にかける検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを利用した効果的な検査手法を検討します。	取組中
					R5	要	開所及び開所時間の考え方について、令和5年度までにQ&Aを作成し、事業者へ伝達します。 また補助金給付にかける検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを用いた効果的な検査手法を検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
86	こども政策課	58 81 206	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○市の検査が不十分 補助事業継続報告書、補助対象経費に係る根拠資料及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ、以下のとおり多数の不備が発見された。 現状では市の検査が十分な水準で実施されたとは言えず、那覇市補助金等交付規則第10条に基づき、継続報告に対する調査義務を十分に果たしたとは言えない。 市は、より質の高い、深度ある検査を実施する必要がある。 イ)資料の入手漏れがある ロ)内容が十分でない資料を入手している ハ)資料の記載誤りや資料間の不整合に気付かず、または、気が付いていたにも関わらず放置したままで、検査を完了してしまっている ニ)提出された資料の内容に疑義が生じるが、検査において疑義を解消していない。	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に当てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
87	こども政策課	58 81 209	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○補助金交付額が誤っている、または誤っている可能性がある 以下のとおり、補助金交付額が誤っている可能性のある状況が発見された。今回の監査でサンプル対象となかった事業者を含め、交付額に誤りがあるかどうかについて事実確認の上、適切に対応されたい。 イ)開所時間 厚生労働省の見解と異なっている可能性があるため、開所時間の考え方について再整理した上で、長時間開設加算額の算定が必要がある。 ロ)支援員等の配置数 条例において、支援員（又は補助員）の数については、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。市は厚生労働省からの通知に基づき、感染拡大のリスクを回避するために、当面の間、児童クラブの人員配置について特例措置を認める運用を行っていた。しかしながら、サンプルで確認した児童クラブにおいて、令和2年4月～令和3年3月の通年に渡って1人配置の時間帯が、市は、1人配置が通年に渡って発生することが、合理的な理由について詳細に確認していない。 ハ)長時間開設加算額（長期休暇分）の算定 長時間開設加算額（長期休暇分）の算定方法が誤っている児童クラブが存在する。	R5	要	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に当てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
89	こども政策課	58 61 81 213	指摘事項	【児童クラブ運営補助金】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除 について、「事業完了後に、消費税及び地方 消費税の申告により補助金に係る消費税の 様式81により速やかに内閣総理大臣に報告しな ければならない。」、「内閣総理大臣は報告が あった場合には、当該仕入税額控除の全部又は 一部を国庫に納付させることがある。」と規定され ているが、市は補助金を給付した保育施設の運 営事業者に対して、補助金に係る消費税等の仕 入税額控除が生じたかどうかの確認を行ってい ない。 事業者における消費税等の仕入税額控除の 発生の有無について、漏れなく正確に把握する ためには、補助金に係る消費税等の仕入税額控 除額が0円となった法人も含めて、報告書の提出を 求めることを検討されたい。 なお、補助金に係る消費税等の仕入税額控除 について事業者から返還を求める必要がある点 については、他の補助金給付事業においても生 じ得る状況であるため、上記の取扱いについて は、本事業単独ではなく、全庁的又は関係統一 的に検討するべきであろう。	R4	要	(こども政策課) 今後各クラブに対し、補助金に対する仕入税額控 除が生じたか確認を求めることについて検討します。	令和4年度	市の補助金要綱において、仕入税額控除の確 認及び報告を求める内容にあらかじめあります。	取組中
					R5	要	仕入税額控除の確認及び報告を求める内容に市 の補助金要綱を改正し、事業者に周知を行います。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
181	こども政策課	58 81 377	指摘事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の内容確認が不十分 市の検査において十分に確認できている状況 とは言えず、補助金の検査義務を十分に果たし ているとは言えない。 市は、資金改善額を実際支給額により算定す ることを徹底するよう児童クラブ側に指導すること も、検査時においては、実際支給額であること を給与台帳等の根拠資料により確認することが 必要である。	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務 のデジタル化について関係課と調整を行います。	取組中
					R5	要	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の 自動化について、関係課と具体的な調整を行いま す。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
183	こども政策課	58 82 378	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○役員給与について 実施要綱によれば、「経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならないと規定されている。 しかしながら、単に役員と支援員を兼務していることのみをもって、役員給与の改善額を本事業の補助対象経費に含めている児童クラブが存在した。市は本事業の補助対象経費に含めて良いかどうかを検討しておらず、補助金の検査業務を十分に果たしているとは言えない。 市は、当該役員に給与決定権が無いことを確かめる必要がある。	R4	要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	令和4年度	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	取組中
					R5	要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
184	こども政策課	58 82 380	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○事業者からの情報に限りがある 運営法人の代表取締役と同様の支援員が3名存在し、担当職に質問したところ、「雇用契約を締結している従業員である」との回答を得た。しかしながら、登記簿簿本を入手して確認したところ、支援員3名中2名は取締役として登記されていることが判明した。市はそのような確認を行っておらず、役員給与を補助対象経費に含めてしまっており問題である。 したがって、単に質問だけで検査を終わらせるのではなく、可能な限り資料を入手し、客観的な根拠に基づいて事実認定を行う必要がある。	R4	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。 また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	令和4年度	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。 また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	取組中
					R5	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。 また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
9	観光課	55	意見	【全般的意見3. 那覇市観光協会のあり方について】 ○県やOCVBとの連携、役割分担 観光協会が実施する事業の中には、県やOCVBとの連携や役割分担が必要不可欠な事業が存在するため、連携し役割分担を明確にすることで、市と観光協会は最小の経費で最大の効果をあげる努力を続ける必要がある。	R4	要	観光協会実施事業について、県及びOCVBとの役割分担を今一度精査し、適切な事業執行となるよう指導していきます。	令和4年度	観光協会実施事業のうち、県及びOCVBが関わらざるを得ないもの、本事業を活用し、就職活動などな事業執行となるよう指導を行いました。	整理済み
15	こども政策課	74 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ○成果指標が設定されていない 本事業における成果指標は設定されていない。一方で市は、令和2年4月11日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとし、本事業を活用し、就職活動を行った者の市内保育施設への就業率の調査を行いました。保育を希望する児童数が流動的なため必要な保育士数を成果指標とすることが難しい状況であります。より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、引き続き、検討して参ります。	取組中
16	こども政策課	77 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ○事業立案方法について 那覇市は、指導監査及び各種行政手続を通して、国や沖縄県よりも保育現場の実情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、潜在保育士が勤務しない原因(課題・ニーズ)を分析・把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。	R5 R4	要 要	より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、検討して参ります。 新たな事業を立案する際には、ニーズを満たす事業を立案できるよう、保育施設等の意向を確認するなど、その手法について検討していきます。	令和6年度 令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。) 沖縄県保育士・保育所総合支援センターが実施した「フォローアップ事業(保育士や保育施設を対象に行った意識調査)」の調査結果等を提供頂くなど、保育施設や保育士等の意向の把握を行ってまいります。新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、引き続き、検討して参ります。	取組中
19	こども政策課	74 107	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業は、総合計画上の施策目標である「待機児童数の人」に向けた関連事業の一つとして立案された事業であるが、本事業としての成果指標は設定されておらず、事業の効果を適切に評価しているとは言えない。 事業内容に鑑みれば本事業としての成果指標は受講者の「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」とすべきである。	R4 R5	要 要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。 新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、検討して参ります。	令和6年度 令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。) 令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとし、本事業を活用し、保育士資格を取得した者の市内保育施設への就業率、保育士試験の合格率等の調査を行いました。今後はこれらの数値を指標の一つとし、事業展開を行って参ります。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	こども政策課	77 108	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○事業の効果検証及び改善方法 前回のとおり、本事業の成果指標が低いため、FDCAは実施されておらず、結果として事業の効果検証及び改善が図られていないと言っている。そこで以下のとおり提言する。 イ) 合理的な成果指標の設定 ロ) 本事業に係るニーズ調査の実施 本事業のニーズ調査に基づく必要性、及び事業の効果を検証し、事業継続の要否も検討されたい。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。また、今後の事業継続の要否等については、成果指標を設定し、効果検証を図った後に、検討して参ります。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとし、本事業を活用し、保育士資格を取得した者の市内保育施設への就業率、保育士試験の合格率等の調査を行いました。今後はこれらの数値を指標の一つとし、事業展開を行ってまいります。また、今後の事業継続の要否等については、成果指標を設定し、効果検証を図った後に、検討したいと考えております。	整理済み
21	こども政策課	86 110	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○委託の必要性について 委託の必要性について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較するといった検討は行われていない。既往のとおし、成果指標に改善の余地があり、事業の効果が適切に評価されているとは言えない状況にあることから、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。	R4	要	保育士試験は、全館で9科目あり、それぞれの科目において、一定のスキルを有する講師を自前で確保するのは困難であるため、委託により事業を実施しております。事業内容及び実施方法については、他自治体の実施方法を参考にするなどし、検討して参ります。	令和4年度	同様の事業を実施している県内の他市町村においても、一定のスキルを有する講師を自前で確保するのが困難である等により、委託により事業を実施している状況であることを確認しました。現時点においては委託事業での実施が適切であると考えっております。	整理済み
23	財政課	63 85 111	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 本事業の委託料に係る積算・見積資料を査問したところ、細目不明の事務管理費300,000円が計上されていた。 委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、その計上根拠に係る規程等は無いとのことである。 一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算低額）を明確化されたい。 また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、取組又は全庁的に統一されるべきである。したがって、取組毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール（積算低額）については、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることの適否等も含め、他市の状況も踏まえて検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等にかけられる経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
24	こども教育保健課	74 113	意見	【認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○成果指標が設定されていない 相当額によると本事業の成果指標は設定されていることである。 本事業の目的は、保育の質の向上を図ることにある。本事業による研修受講者数が増えれば、保育の質が向上するといえることから、毎年、研修受講者数を成果指標とすべきである。また、研修内容が保育の質を向上させるために十分な内容か成果を測るアンケートをとり、この満足度の割合を成果指標とすべきである。	R4	要	令和4年度において、より多くの保育従事者が研修受講可能となるよう実施方法をオンライン型配信型を基本としつつ、施設の通信環境を構築し集客型の実施も検討します。なお、過去の研修受講率や研修実施方法の見直しによる受講者数増等を勘案し、成果指標として、研修受講者目標人数の設定を検討します。 加えて、研修受講者にアンケートを実施し、研修の満足度から研修の成果を測ります。なお、他事業での満足度設定値を参考に、成果指標として満足度目標値の設定を検討します。	令和4年度	受講者の目標人数については、過去実績を参考に設定し、また、他事業での満足度設定値を参考に、満足度目標値を設定することとしました。	整理済み
25	こども教育保健課	85 115	意見	【認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○委託費積算の根拠となる見積書の内容が不十分 入札時に委託業者から1,500千円の見積書が提出されているが、研修項目ごとに500千円の単価が書かれているだけであり、費用見積が簡素に過ぎる。 形式的な入札手続を経て、落札がなされているが、市は事業者に対し、落札後でも、費目ごとの見積りの提出を求めるべきである。 また、「那覇市保育士キャリアアップ研修」の業務委託契約書においては、経費に関する項目がない。市は、入札時に、事業者が経費ごとの見積りを出すように経費に関する項目を設け、経費の費目範囲を明確にすべきである。	R4	要	今後は入札後、契約の際、費目毎の見積書により、経費の費用範囲を確認致します。	令和4年度	見積書については、契約時に講師料や運営人件費、消耗品費等の内訳が示された見積りを受理しました。	整理済み
32	財政課	63 85 121	意見	【認可外保育施設等の環境整備事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 委託金額のうち、管理費相当分として直接事業費に6%を乗じて算定しているが、係数として6%を採用した根拠が不明であった。 また、本委託契約における管理費相当分とは、委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、一般管理費計上根拠に係る規程等は無いとのことである。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール（積算根拠）については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることの可否等も含め、他市の状況も踏まながら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等にかかっている経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
44	こども教育保健課	74 147	意見	【教育課程充実実事業】 ○成果指標に改善の余地がある 現状、本事業における各活動の当初計画(実施回数)を目標的なものとして扱っているが、研修の実施回数は活動指標にすぎない。研修の目的は保育士の教育の質を向上させることにあるため、できるだけ多くの保育士が研修に参加してもらうことを目指すべきである。したがって、職別研修については保育士の「受講者数」及び「受講率」を成果指標とされたい。	R4	要	過去の研修受講率等を勘案し、成果指標として、研修受講者目標人数や受講率の設定を検討します。	令和4年度	成果目標として、研修受講者目標人数や受講率を設定しました。加えて、研修内容の見直しや新たな研修の追加に応じて、適宜成果目標の見直しを進めていきます。	整理済み
45	こども教育保健課	78 148	意見	【教育課程充実実事業】 ○ノウハウの引継ぎ方法について 以降の展開方針等として「教育保育の質向上を図るため、事業を継続して実施する。また、リモート研修等、受講機会創出のため、「受講機会創出」という点については合理性がある。加えて、研修や指導に関するノウハウを蓄積する体制を構築されたい。	R4	要	ノウハウの蓄積について、研修や指導において、工夫した点や今後改善を要する事項等を示した資料を保管するフォルダを作成し、職員全体で情報共有する体制を構築致します。	令和4年度	研修や指導において、工夫した点や今後改善を要する事項等を示した資料を保管するフォルダを作成し、各職員の資料が確認、閲覧できるようにしました。	整理済み
55	地域保健課	74 165	意見	【妊婦健康診査事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の成果指標は受診回数であり、受診回数(全14回)中の平均回数が11回となることを目標としている。当該成果指標の内容は、妊婦の健康の保持及び増進を図ることを目的とする本事業の成果指標として不適切ではない。本事業の利用者の取組はより効果的なものとするために、本事業の利用者の取組を促すための成果指標、すなわち、本事業を利用せず出産に至るケースを無くすための成果指標を設定すべきである。	R4	要	現在、妊婦健康診査の適正受診ができるよう、母子(親子)健康手帳交付時に保健師等が妊婦健康診査受診票の利用方法・受診時期・受診回数の説明を行っている。また、医療機関と見守りの体制について更なる強化を図るべく、産婦人科連携会議等でも情報共有・意見交換を行っている。本事業を利用せず出産に至る理由は様々であるが、本事業の目的は「妊婦時の異常の早期発見・早期治療等を促進すること」に、妊婦及び胎児の健康の向上を図ることであるため、未受診の状況が把握できない場合には受診勧奨を保健師・助産師より実施していきます。なお、沖縄県の成果指標を確認したところ、平均受診回数となっており、今後も沖縄県の成果指標を確認しながら、平均受診回数が下回らないよう周知に努めます。	令和4年度	医療機関と見守りの体制について更なる強化を図るべく、R3.11月、R4.11月の産婦人科連携会議等でも情報共有・意見交換を行っています。本事業を利用せず出産に至る理由は様々で、事前のケース把握や予防対応が難しいと考えますが、本事業の目的は「妊婦時の異常の早期発見・早期治療等を促進すること」に、妊婦及び胎児の健康の向上を図ることであるため、未受診の状況が把握できない場合には受診勧奨を保健師・助産師より実施していきます。なお、沖縄県の成果指標を確認したところ、平均受診回数となっており、今後も沖縄県の成果指標を確認しながら、平均受診回数が下回らないよう周知に努めます。	整理済み
63	こども教育保健課	75 183	意見	【地域子育て支援拠点事業(公立)】 ○成果指標に改善の余地がある コロナ禍においては、利用者数のみを成果指標とすると、事業の成果が適切に測定できなくなる可能性があるため、利用者数に加えて、電話対応を含む相談件数も成果指標に加えることを検討されたい。	R4	要	成果目標については、意見を踏まえた設定内容を検討して参ります。	令和4年度	利用者数に、電話対応を含む相談件数を加味し、成果目標を設定することとしました。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
82	こども政策課	75 202	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の目的を踏まえると、最終的に目指すべきは放課後児童クラブに係る待機児童を解消することにあると考えられる。この点、市においても待機児童の解消を目指すべしという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。	R4	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に加えることについて検討致します。	令和4年度	待機児童数について、現在は民設民営の児童クラブからの報告による把握に留まっていることから、潜在的な待機も含む数の把握にどのような形で成果指標として設定するのか検討します。	取組中
83	こども政策課	83 203	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○起案書における補助金交付額の記載誤りが957,400,437円、コロナウイルス感染症対策分が28,569,548円である。 一方で、補助金額確定にあつたの市の起案書においては、運営費補助分が957,463,931円、コロナウイルス感染症対策分が25,793,017円と記載されており、実際の補助金交付額と異なる数値で起案され、当該起案書が承認されていた。 最終的な補助金交付額について市内部で承認を得る際に、起案書は重要な役割を果たしたため、起案書における数値の記載誤りには注意されたい。	R4	要	起案作成時における交付額をはじめとする記載内容について、担当における複数回の確認および上司のチェックにより誤りが生じないよう確認を徹底致します。	令和4年度	担当による起案作成時における複数回の確認及び発着時の上司による徹底した確認を行っている。	整理済み
88	こども政策課	81 213	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○支援員の長時間労働の懸念について 市は、タイムカード記録や児童の出席簿等の資料と照らし合わせて、報告された労働時間が事実であるかどうかを確認する必要がある。その上で、報告された労働時間が事実である場合には、支援員の長時間労働が常態化していることを踏まえ、児童支援の質が低下していないかどうかを確かめるとともに、労働基準法に違反していないかどうかを確認し、事業者に適切に指導する必要がある。	R4 R5	要	当該児童クラブに対し支援員の長時間労働の状況確認を行い、労働関係法令の遵守及び改善を求めます。他の児童クラブに対しても労働関係法令遵守を呼びかけて参ります。	令和4年度	支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	取組中
					R5	要	支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
90	こども政策課	81 214	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案 前述に記載のとおり、主に実績報告書の提出 及び実績報告書に対する市の検査において、多 数の課題が発見された。理由毎に大別すると、 以下のように区分されると考えられる。 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生 労働省からの通知を十分に理解していないこと により生じる問題 ロ)質の高いケア度ある検査が実施されていないこ とにより生じる問題 ハ)担当課における人的リソースの不足 セとして、これらの問題点を解消するために、以 下のような対応を行うことを検討されたい。 ア)人的リソース不足の解消 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生 労働省からの通知を十分に理解する ウ)機軸心を待ち、事業を追求する姿勢で検査を 実施する エ)効果的かつ効率的な検査方法の確立	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和4年度	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務 の効率化に向けて、関係課と業務のデジタル化に ついて調整を行っています。	取組中
91	こども政策課	83 216	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○1支援単位あたりの児童数 条例において、1支援単位の児童数は概ね40 人以下とすることが規定されている。 この点、放課後児童健全育成事業実施要綱 (厚生労働省)において、「放課後児童健全育成 事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定 める基準が、おおむね40人以下とする児童の数 に関する設備運営基準を満たしていない場合で あっても、経過措置等により、当該設備運営基準 に適合しているものとみなしている場合について も、本事業の対象とする」と規定されており、市に おいても当該経過措置を適用することで、40人を 超える児童クラブに対しても補助金を交付してい る。 上述の条例や事業実施要綱の趣旨を踏まえ、 市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とす るよう、事業者へ指導していることであった。 市の現状の対応には問題ないが、条例の趣旨 に基づき、事業者へ指導することを引き続き実施 されたい。	R5	要	1支援あたりの児童数が40人以下とする条例等の 趣旨に基づき、運営事業者に対して、児童募集にか かる留意点を示した通知を行います。	令和5年度	1支援あたりの児童数が40人を超え、事業者へ 口頭による指導を行っておりますが、各事例の趣 旨を十分認識させる観点から、事業者に対し通知 を検討します。	取組中

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
92	生涯学習課	88 219	意見	【地域学校協働活動推進事業】 ○国の補助金メニュー活用の検討 本事業のうち「放課後子ども教室」事業は、平成19年度～令和元年度までは国の補助金メニュー（補助率3分の1）で実施していたが、補助金交付要件の見直しにより令和2年度は市の一般財源で実施することとなった。 見直し後の補助金交付要件及び事業において、補助金対象事業に「コミュニティスクールの導入」があること、または導入に向けた具体的な計画があることが要件として追加されたが、コミュニティスクールの活用は学校教育課の所管であり、導入や具体的な計画がなかったため、令和2年度より本事業は補助金対象外事業となった。今後、学校教育課と連携してコミュニティスクールの導入できないか研究・検討することである。市は財源が厳しいことから、積極的に補助金メニューの活用を検討されたい。	R4	要	補助金交付要件の一つである「コミュニティスクールの導入、または導入に向けた具体的な計画」については、コミュニティスクールの所管課と連携を図り、補助金等の活用も含め調査・研究して参ります。	令和5年度 令和6年度	令和4年度は、コミュニティスクール担当部署と、地域学校協働活動推進事業担当部署で組織を立ち上げ、定期的な調整会議を行い、導入に向けた情報共有を図りながら、以下の取組みを行った。 ・調整会議2回（R4.8月） ・国のCS推進員を招いた勉強会（R4.12月） ・先進地視察（R4.9月浦添市、R5.3月三鷹市、福生市） 上記の取組を通して、コミュニティスクールの導入計画策定に向けた整理ができ、令和5年3月に国の補助金を申請しました。	整理済み
93	生涯学習課	75 220	意見	【地域学校協働活動推進事業】 ○成果指標が設定されていない 現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・本年度以降の改善』といったいわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効果的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	R4	要	現在の指標は、活動指標となっており、事業目的のPDCAサイクルが効果的に行えていないため、子どもたちの成長や地域教育力等について、確認できるようにアンケートを実施し、適切な成果指標に見直しを行って参ります。	令和4年度	本事業は、地域全体で子ども達の成長を支え、地域教育力の向上を目標としています。令和4年度は、本事業に関わる教員や地域、児童に対し、効果等を確認するアンケート調査を実施しました。アンケート結果を踏まえ、課題等を整理しながら、子ども達の学習に対する興味や関心度、活動に携わる地域住民等の数を成果指標にするとして見直しを行いました。令和5年度は、令和4年度のアンケート実績値を基に、具体的な数値を設定し、効果検証を行う予定です。 ・教員、地域へのアンケート調査（R5.3月） ・児童へのアンケート調査（R5.2月、3月）	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
95	保健管理課	75 232	意見	【子供の貧困緊急対策事業】 ○成果指標に改善の余地がある 「イ児童の抱っこし数」については、単純な支援数のみならず、支援を受けたことにより、児童の自立が促進されたといえることが必要であるから、支援児童やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とすべきである。 「ウ 支援員研修継続」は単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえない。本事業は、支援員のスキル習得を目的とするものであるから、研修後、支援員に対し、研修内容の習得度を測るテスト等を実施し、テストの正答率等を成果指標とすることを検討すべきである。 「オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続」は単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえない。これに加え、センター利用者の満足度を測るアンケートを実施し、センター利用者が満足した割合を成果指標とすべきである。 「カ 居場所型学習支援事業に連動する生活保護世帯を含む生活困難者世帯に属する子どもの高等中学校等進学率」については、事業の効果を直接測定するためには、「居場所型支援事業に	R4	要	○成果指標の改善について 「イ児童の抱っこし数」については、支援数のみならず、児童の自立が促進されたといえる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とするよう検討したいと考えます。 「ウ 支援員研修継続」については、事例検討から様々な支援スキルを習得しており、正誤問題で成果指標とすることは難しいと考えます。 「オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続」については、サポートセンターを利用する子どもも居場所からも満足度等のアンケートを実施するなどの成果指標を検討して参ります。 「カ 居場所型学習支援事業に連動する生活保護世帯を含む生活困難者世帯に属する子どもの高等中学校等進学率」については、ご意見のとおり成果指標としています。	令和5年度	○成果指標の改善については、「ポジティブな変化」を数値化することは困難であり、成果指標とすることは難しいと考えますが、今後は支援数及び支援前の状況と支援による成果（世帯・子どもの変化）について令和5年度末までに把握します。 オ 令和4年度、子ども支援団体等へのサポートセンターについては、支援する居場所に対して居場所支援の評価に関するアンケートを実施しました。支援する居場所に対する貢献度は、68.6%の回答を得ました。今後、貢献度、満足度等を成果指標とします。	整理済み
96	財政課	63 85 236	意見	【子供の貧困緊急対策事業】 ○一般管理費算定額について合理的な根拠がない 一般管理費の取扱いについては、担当課において定めている根拠規定は無いが、他市庁などが発行する資料を参考にしていることであり、本事業においては沖縄県総務部財政課が作成した委託業務事務処理マニュアルを参考として、一般管理費の係数を10%としていた。 委託料の積算にあたっては、市の要求水準を市たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められるが、現状のように市における一般管理費のルールが存在せず、県や他市庁のマニュアルを参考にするという対応では、一般管理費の算定根拠として十分ではない。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算係数）を明確化されたい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール（積算係数）については、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを自作することの適否等も含め、他市の状況も踏まながら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人事費等にかかっている経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
103	こども政策課	75 250	意見	【こどものみらい応援プロジェクト市内推進事業】 ○成果指標が設定されていない 現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい、事業を効果的かつ効果的に実施するには、PDCAサイクルの實施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。どのような成果指標の設定が適当なのか検討していきます。	令和4年度	こどものみらい応援プロジェクト推進事業のなかで実施している「市内推進会議」及び「ネットワーク会議」の開催回数、参加人数等を、事業の効果を検証する指標の一つとし、事業展開を行うて参ります。	整理済み
105	こども政策課	78 250	意見	【こどものみらい応援プロジェクト市内推進事業】 ○子どもの貧困問題を根本的に解消するための施策 家庭の貧困問題は簡単に解消困難な課題であるが、対処療法的な事業に留まらず、例えば、貧困の連鎖を断つために、貧困家庭の子どもに対する教育機会や就業機会を十分に提供する事業や、市民の所得を増加させるために産業を活性化させる事業など、問題の根本解決に繋がるような、より大きな視点での事業の実施も検討されたい。	R4	要	子どもに対する対処療法的な事業にとどまらず、子どもの貧困問題の根底にある保護者の経済問題等の支援について、検討します。	令和4年度	子どもの貧困対策には、保護者の経済問題等を含む、様々な支援策が必要となることから、関係部局及び外部団体等との連絡協力体制の構築が重要であると考え、経済観光部や福祉部等の関係部局や、経済関係団体、保健医療関係団体等の外部団体及び子どもや保護者等への支援者等で構成されるこどものみらい応援プロジェクトネットワーク会議を令和4年度より立ち上げました。	整理済み
113	なはまち振興課	75 272	意見	【国際通りランジットマイル創成金事業】 ○成果指標に改善の余地がある しかしながら、令和元年度包括外部監査報告書にも記載されているとおり、事業効果測定の際、単にトランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールの開催しなかった場合に比べて開催した場合どれだけの歩行者が増えたのかにより効果を測定することが、より合理的であると考えられる。 この点、那覇市が毎年12月に実施している「那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量差数が記載されているため、この数値を利用して、「トランジットモールを開催した場合の歩行者増加数」も成果指標に加えることを検討されたい。	R4	要	中心商店街の集客を高めるという事業目的を踏まえ、マチグラーブ案内所にてアンケート調査を行い、トランジットモールから中心商店街へ周遊しているかの確認を行い、検討します。	令和4年度	令和4年度より、マチグラーブ案内所が実施している来街者アンケートに新たにトランジットモール利用に関する項目を追加し、中心商店街への周遊が確認できる仕組みを整えました。	整理済み
120	商工農水課	76 257	意見	【地域未来投資事業】 ○成果指標の実績値が適切に集計されていない 成果指標としては売上上の「増加額」を設定しているにもかかわらず、「売上金額」を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されていない。	R4	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致します。	令和4年度	成果指標として売上上の増加額を実績値としました。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	商工農水課	76 287	意見	【地域未来投資事業】 ○成果指標の実績値が適切に集計されていない、 成果指標としてはシステム利用者の「増加数」を 設定しているにもかかわらず、「システム利用者数」 を実績値としてしまっており、実績値が正しく 認識されていない。	R4	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致しま す。	令和4年度	成果指標としてシステム利用者の増加数を実績値 としました。	整理済み
122	商工農水課	76 288	意見	【地域未来投資事業】 ○複数年に渡っての効果測定 このような挑戦的な事業は、結果が出るまでに 時間を要することが考えられ、収益化が実現でき るのは開業から数年後になるということも推測さ れる。 したがって、本事業の効率は単年度で判定す るだけではなく、複数年に渡って判定するべきで ある。	R4	要	効果判定のために実績値を複数年度測定すること を検討致します。	令和4年度	—	取組中
127	財政課	63 83 292	意見	【地域未来投資事業】 ○子会社への委託費の取扱い 補助対象経費の根拠資料として、委託業務にか かる子会社からの納品書及び請求書を入力し ているだけで、市は子会社への委託費の中に、 子会社の利益相当分が含まれているかどうかを 検証していない。 今後、補助事業及び委託事業において、子会社 に対する委託費用が対象経費に含まれる場合に 子会社の利益相当分を控除する取扱いにつ いて検討されたい。 なお、このような取扱いについては、本事業 においてのみ検討するのではなく、全庁的に検 討すべきであると考えられる。	R4	要	(財政課) 自社調達による利益相当分を控除することに関す る全庁的な取扱いについては、今後の予算執行 方針運用細則に掲載することを含め検討していきま す。	令和5年度	補助事業及び委託事業において、子会社に対す る委託費用が対象経費に含まれていないの検証 する取扱いについて、今年度内に通知したしま す。	整理済み
132	財政課	63 85 294	意見	【地域未来投資事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 一般管理費算定上の係数として、本事業では 10%を採用しているが、算定項目に定める上限の 値を採用した理由について相当理由に質問したと ころ、明確な理由は無いとのことであった。 明確な理由も無く係数の上限を採用すること は、適切な予算算定がなされているとは言えず、 問題があると言わざるを得ない。 したがって、市は委託費の一般管理費算定に おける係数を採用する際に、委託事業者の実態 を踏まえた合理的な係数を採用されたい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般 管理費の算定ルール(積算枠組)については、多種 多様な業務委託があることから、統一した算定ル ルを作るなどの適否も含め、他市の状況も踏まな がら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管 理費について統一した算定ルールを設けている市 はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要 な経費であるものの、当該委託業務分として経費 の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等 に力かかる経費について、便宜的に一定の率を乗じ て算定した額を計上するものです。市は多種多様 な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一 律ではないことから、全庁的に統一した基準を作 成することは困難だと考えております。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
133	財政課	64 85 295	意見	【地球未来投資事業】 ○委託費のうち、再委託費の定義が不明確 本委託事業において、研修実施業務が外注さ れているが、当該外注費用は再委託費には含め ず事業費としたままで一般管理費を算定して いる。 この点、担当課に質問したところ、研修実施業務 の外注取引が再委託費に該当しない理由につ いては、明確な回答が得られず、また、そもそ も再委託費について明確に定義付けされてい なかった。 委託業務における再委託費の定義が曖昧のまま では、一般管理費算定上問題であるので、再委 託費の範囲を明確に定義付けされたい。 また、一般管理費の算定ルールを含む委託費 に関する事務処理は、明確化された上で、前例 又は全庁的に統一されるべきである。したがっ て、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係 る事務処理マニュアルを作成することを検討され たい。	R4	要	(財政課) 客観的かつ合理的な種算を可能とする新たな一般 管理費の算定ルール(種算枠組)については、多種 多様な業務委託があることから、統一した算定ルー ルを作ることの適否も含め、他市の状況も踏まえた がら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管 理費について統一した算定ルールを設けている市 はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要 な経費であるものの、当該委託業務分として経費 の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等 にかかる経費について、便宜的に一定の率を乗じ て算定した額を計上するものです。市は多種多様 な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一 律ではないことから、全庁的に統一した基準を作 成することは困難だと考えております。	整理済み
134	商工農水課	88 301	意見	【企業立地促進奨励助成事業】 ○助成金支給判断における視点 申請企業が市で実施する事業が成功し、なる べく長期事業が継続されることが望ましいた め、交付要件を満たしているかどうかを確認する にとどまらず、市で予定している事業に関する事 業計画の合理性についても確認することを検討 されたい。	R4	要	本事業の性質上、立地企業による事業の継続可能 性が問題になるものではありませんが、市内に立地 後半年以上経過し、かつ市民を半年以上雇用し続 けることを助成の要件としているため、事業の継続可 能性としての視点から、立地企業の事業の合理性は 確認されるものと考えておりますが、より明確に合理 性を確認するため、申請時に計画を求める等につい て検討致します。	令和4年度	令和4年度の募集より、提出書類として任意様式の 事業計画書を求めることとしました。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
135	商工農水課	75 304	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業における成果指標は事業目的に即ち おらず、設定根拠も曖昧であるため、事業の効 果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測定 できる指標とは言い難い。また、本事業における 成果指標を設定するにあたって事業に関連する 計画等(事業計画及び基本方針)で掲げる数値 目標との関連性は考慮されていない。事業目的 に即した成果指標の設定ならびに事業を策定さ れたい。	R4	要	令和5年度成果指標等設定時に、事業目的の達成 状況を適切に測定できる指標、事業に関連する計画 等(事業計画及び基本方針)で掲げる数値目標との 関連性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設 定について変更も含めて検討致します。	令和5年度	令和5年度の成果指標の設定の際に、事業に関連 する計画等で掲げる数値目標との関連性の考慮も 踏まえ、下記の通り、事業目的に即した成果指標 の設定を行いました。 ・創業者数 7人以上 ・利用者のうち就職した人数の割合5%以上	整理済み
136	商工農水課	76 306	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○成果指標と紐づけた効果検証について 令和2年度に実施された本事業の効果につい て、いわゆる一括交付金事業として「沖縄振興特 別推進交付金事業(市町村分)検証シート」にお いて検証している。 令和2年度はコロナ禍であったことから成果指 標の達成は二の次で、予定していた活動をいか に消化するかに注力している様子が伺えることか ら、適切に効果を検証できる状況に至っていな い。令和5年度以降は、事業目的に即した成果指標 の設定と併せて、その成果指標と紐づけた達成 状況、課題及び改善策を検証されたい。	R4	要	令和5年度成果指標等設定時に、事業目的の達成 状況を適切に測定できる指標、事業に関連する計画 等(事業計画及び基本方針)で掲げる数値目標との 関連性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設 定について変更も含めて検討致します。 そして、その成果指標と紐づけた達成状況、課題 及び改善策の検証を実施致します。	令和5年度	令和5年度の成果指標の設定の際に、事業に関連 する計画等で掲げる数値目標との関連性の考慮も 踏まえ、下記の通り、事業目的に即した成果指標 の設定を行いました。 今後、その成果指標と紐づけた達成状況、課題及 び改善策の検証を実施して参ります。 ・創業者数 7人以上 ・利用者のうち就職した人数の割合5%以上	整理済み
138	財政課	63 85 306	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○委託書における一般管理費の算定方法 本事業の委託料に係る積算・見積資料を査閲 したところ、一般管理費について「総事業費の 10%相当」として計上されていた。担当者に質問 したところ、「総事業費の10%相当」は従前の運用 によるものであり、根拠等はないとのことであ る。 委託料の積算にあたっては、市の要求水準を 示すために必要な金額を計上すべきところ、 根拠が曖昧な項目は極力排除することが求めら れる。 そのため、一般管理費については、客観的か つ合理的な積算を可能とする新たなルール(積 算根拠)を明確化されたい。	R4	要	客観的かつ合理的な積算を可能とする新たな一般 管理費の算定ルール(積算根拠)については、多種 多様な業務委託があることから、統一した算定ルー ルを作ることの適合等も含め、他市の状況も踏まえな がら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管 理費について統一した算定ルールを設けている市 はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要 な経費であるものの、当該委託業務分として経費 の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等 に算定した額を計上するものです。市は多種多様 な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一 律ではないことから、全庁的に統一した基準を作 成することは困難だと考えております。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
139	商工農水課	56 86 307	意見	【なほし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○非常時における機動的な対応について 令和2年度はコロナ禍であったことから成果指標の達成は二の次で、予定していた活動をいかに行うかの消化するかに注力している様子が見えた。コロナ禍のような非常時においても事業目的の達成のために予算便法をいかに機動的に変更していくかは今後取り組むべき課題として認識すべきである。	R4	要	コロナ禍においても事業目的の達成のため、委託事業者と連携しながら機動的に事業を実施して参ります。	令和4年度	感染症対策を行ったうえで、セミナーの定員数を少なくし、2回に分けて開催するなど、工夫して対応して参りました。	整理済み
140	商工農水課	87 308	意見	【なほし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○委託の必要性について 委託の必要性について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と「委託する場合」のコロナ、や効果を比較するといった検討は行われていない。成果指標に合理性が認められず、事業の効果が適切に評価されているとは言えない状況が継続していたことに鑑みると、事業そのものの必要性を再検討すべきである。	R4	要	予算面においては、本市直営で実施した場合、概算ですが、2倍以上の経費が見込まれます。また、本事業においては、専門性を持った相談員の配置等が必要と考えられており、実績のある事業者へ委託することで事業効果を高めることができると考えております。市民に身近な協働型の自治体である市で実施することで長期、個別密着型の支援ができることから必要事業と考えっております。 令和5年度成果指標等設定時に事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討し、検証・改善を実施することにより事業効果を高めて参ります。	令和4年度	成果指標につきましては、令和5年度の成果指標の設定の際に、事業に関連する計画等で掲げる数値目標との関連性の考慮も踏まえ、下記の通り、事業目的に即した成果指標の設定を行い、また、今後、その成果指標と紐づけた達成状況、課題及び改善策の検証を実施し、より事業効果を高めて参ります。 ・創業者数 7人以上 ・利用者のうち就職した人数の割合5%以上	整理済み
142	商工農水課	87 309	意見	【なほし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○沖縄農産物特別推進交付金事業検証シートへの記載漏れ 令和2年度においても検証シート上、随時契約である旨の記載は無く、改善されていません。	R4	要	令和4年度分報告時より記載致します。	令和4年度	令和4年8月1日、令和4年4月から7月までの随時契約の報告時より業務仕様書に準拠し、分析と提言にも言及した報告書の提出を依頼しました。	整理済み
143	商工農水課	75 312	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 商談成功率のみならず、「展示会への出席による売上増加額」を加えると補助金1円当たりの売上増加額により事業の効果が顕定できるようになり、より適切であるため検討されたい。 また、事業実施状況報告書において、県外向けの成果と、県内向けの成果を区分して報告するよう検討されたい。	R4 R5	要 要	売上増加額は商品単価に依存するため、補助金1円あたりの売上増加額で事業効果を正確に測定することは困難と考えられます。 また、県外及び県内向けの成果を区分し報告することにより、県内と明確に分けることが困難と考えられております。	令和5年度	売上増加額は商品単価に依存するため、補助金1円あたりの売上増加額で事業効果を正確に測定することは困難と考えられております。 また、県外及び県内向けの成果を区分し報告することにより、県内と明確に分けることが困難と考えられております。	取組中 整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
144	商工農水課	75 312	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある 現状、展示会に参加した年度の成果のみが成果指標の実績値として集計されているが、場合によっては、展示会参加の翌年度以降に効果（すなわち売上増加）が顕現することも考えられる。したがって、本事業の成果を判定するにあたっては、算数年度に渡る売上増加額に基づき測定することを検討されたい。	R4	要	翌年度以降の効果測定に関しては、現在も事業実施年度に後追いで調査を実施し、実績報告後約1年間の成約件数及び売上額を確認しております。成果指標に翌年度成果を含めることは今後の検討材料といたします。複数年度の売上増加額を指標にするとは前項目同様理由で困難と考えております。	令和5年度	—	取組中
					R5	要	—	令和5年度	翌年度以降の効果測定については、現在も事業実施年度に後追いで調査を実施し、実績報告後約1年間の成約件数及び売上額を確認しております。成果指標に翌年度成果を含めることは今後の重要な要因は、期間が長期間にわたることから複合的な要因が影響することもあり、直接的な効果といえるか疑問があるため、成果指標としては不適切と考えております。複数年度の売上増加額を指標にするものについては、前項目同様理由で困難と考えております。	整理済み
146	商工農水課	79 313	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○予算積算の根拠が適切でない 予算積算資料と活動指標の助成目標件数がこの点、過去の実績を踏まえると実際の助成金は助成上限額までは選していないため、助成金総額が2,000千円であっても「県外5社、海外2社」という助成件数の達成は可能である。そうであるならば、予算積算時に助成金上限に基づき積算するのではなく、過去の実際の助成額に基づき積算することを検討されたい。	R4	要	令和5年度の予算を積算する際、過去の助成平均額に基づいた積算とすること検討します。	令和5年度	令和5年度予算要求時より予算積算資料と活動指標の助成目標件数を合わせました。	整理済み
148	商工農水課	75 317	意見	【那覇市農業次世代人材投資事業】 ○成果指標に改善の余地がある 成果指標は「給付対象者13名、給付額17,250千円」であり、いずれも経営の安定性を示すものではなく活動目標に過ぎない。そのため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に判定できる指標とは言い難い。 また、事業計画については、農地のある市町村及び農業委員会がチェックしており、那覇市も年2回現地調査を実施しているものの、事業計画と実績の乖離が大きいケースがほとんどである。このような現場レベルでの目標と実績が乖離した状況を踏まえた上で、事業目的に即した成果指標の設定ならびに事業手法を策定されたい。	R4	要	事業目的が就業後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討して参ります。	令和4年度	平成29年度以降交付開始者及び交付終了者の就業状況について状況確認を行いました。また、今後も継続して確認を行ってまいります。	取組中
					R5	要		令和5年度	平成30年度以降交付開始者及び交付終了者の就業状況について状況確認を行いました。また、今後も継続して確認を行ってまいります。	取組中

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
157	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果目標の数値に合理的な根拠が無い 成果目標が合理的に算定されなければ、成果目標の達成度により事業の成果を測定することができなくなるため、成果目標値は合理的な根拠を保持した数値を設定する必要がある。 令和元年度においては目標値よりも大きく上回ったことを踏まえると、今後は80%を超える数値を成果指標として設定することを検討すべきである。	R4	要	成果指標及び目標値の設定について検討します。	令和4年度	成果指標及び目標値の設定について検討します。	取組中
158	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。	R4	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に追加することを検討します。	令和4年度	待機児童数について、どのような形で成果指標として設定するのか検討します。	取組中
164	こども政策課	75 344	意見	【宇波原小区児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果指標が設定されていない 現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。 したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかわる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのか検討します。	取組中
174	こども政策課	76 361	意見	【神原小区児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果指標が設定されていない 本事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえると、「児童クラブの待機児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかわる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのか検討します。	取組中
					R5	要	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかわる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのか検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
176	こども政策課	76 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○詳細な成果指標が設定されていない 本事業の目的は生活困窮世帯の経済的負担軽減であることから、該当世帯の多くが補助金を申請・受給することを成果指標と結びつける必要がある。短期的な成果指標の設定に関しては、補助金を支給すべき児童者総数を把握し、総数に對する年額申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。 一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	取組中
177	こども政策課	79 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○予算積算の根拠について 現状の予算積算方法には、以下の通り実態と乖離しているという問題点があるため、適切に算定されたい。 ・月額保育料10,000円は、保育料の最高額であり、保育料の平均額6,400円と乖離している。 ・対象者数434名は、令和元年6月時点の補助金申請者数であるが、令和2年度の利用人数594名と乖離している。	R4	要	予算要求時において、利用見込数をより正確に求め積算していきます。	令和4年度	利用見込数をより正確に求める積算方法を検討します。	取組中
179	こども政策課	76 375	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○成果指標に改善の余地がある 「放課後児童支援員等の賃金上昇」の実績値を集計するにあたって、県の調査結果を利用しているが、県の調査対象者には本事業による補助金を受けていない者も含まれる。従って、補助金支出先児童クラブの処遇改善又は処遇改善額を成果指標とすべきである。 また、具体的な数値による成果目標を設定すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	取組中
180	こども政策課	58 81 377	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の入手漏れがある 市は、各児童クラブが実施要綱に定める要件に則した運営をしているかどうかについて、実施要件を満たしているかどうかの自己チェックリストを提出してもらったとしても、実施要件を満たすために児童クラブ側が作成しなければいけない資料のコピーを提出してもらうことで、実施要件の充足状況を確認している。 しかしながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないまま、検査を終えている。資料は漏れなく入手されたい。	R4	要	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	令和4年度	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	取組中
					R5	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R5	要	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
182	こども政策課	58 82 378	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○賃金改善額の算定の根拠が不明確 平成25年度当時在籍していた元職員の係長Bの数値の根拠については、平成25年度の給与台帳を見ても不明確であった。市は、Bの数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根拠を確認すべきである。	R4	要	賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確にするよう児童クラブに指導いたします。	令和4年度	賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確にするよう児童クラブに指導いたします。	取組中
185	こども政策課	82 381	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案前記に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が見えられた。理由毎に大別すると、以下のよびに区分されると考えられる。 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題 ロ)質の高い検査を実施できていないことにより生じる問題 ハ)担当課における人的リソースの不足 これらの問題点を解消するためには、担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する必要があるとともに、担当課がより質の高い検査を実施する必要がある。	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に当てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
192	観光課	80 394	意見	【観光協会運営補助金】 ○公益事業の定義が不明確 観光協会運営補助金交付要領第3条において、補助対象となる活動については、「観光協会の公益事業の運営に係る経費」と規定されている。公益事業の定義は画一的に決められているものではなく、その判断に主観が入る余地がある。 本事業における「公益事業」の定義について、補助金交付要領又は別の内部文書において、具体的に明記することを検討したい。	R4	要	ここでも「公益事業」は、「公益的事業」とし、例示的整理が必要との認識です。時代の変化にも対応できるような事業性をもって定義できるよう取り組みます。	令和4年度	観光協会実施事業について、どの事業が公益的業務に該当するかの整理を行いました。	取組中
196	観光課	76 399	意見	【那覇大綱挽保存会補助金】 ○那覇大綱挽の経済効果試算について 事業の効果検証にあたっては、「那覇大綱挽」平場者数に基づいて検証するに留まらず「那覇大綱挽」まわりの経済効果を測定し事業の効果測定に利用すると、補助金1円当たりの経済効果金額により事業の効果が測定できるようにな	R4	要	那覇大綱挽まつりだけでなく、那覇三大まつりや他市内イベント等それぞれの経済効果を調査・試算について検討を進めます。	令和6年度	経済効果の測定方法や事業者選定について検討しました。次年度以降、予算確保して調査・試算を実施してまいります。	取組中

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
				より適切である。 しがたって、「那覇大綱俵」まつりの経済効果を 試算することを検討されたい。	R5	要	那覇大綱俵まつりだけでなく、那覇三大まつりや 他市内イベント等それぞれの経済効果を調査、試算 について検討を進めます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
197	観光課	87 400	意見	【那覇大綱俵保存会補助金】 ○自主財源の確保 寄付金・協賛金の増加させる施策が現実的で あると考えられる。那覇大綱俵というイベントに おいて、協賛金を支出する企業にとって自社の 広告宣伝に繋がる機会が多ければ、協賛金の獲 得増加に繋がると思われるため、イベントを通 じてどのように企業の広告宣伝ができるかを検討 してみても良いのではないだろうか。	R4	要	棧敷店への企業看板の募集や、くす玉協賛など大 綱俵保存会とともに検討を進めます。	令和5年度	R4はコロナ禍の開催により事前登録制を実施し、 来場者の制限を課すため、協賛は募っておりま せん。来場者制限等を行わないR5年度より実施を 検討します。	取組中
209	観光課	53 82 415	意見	【観光案内所運営補助金】 ○土産物店の黒字化について 市は、観光協会に対し、土産物店の収支黒字 化について期限を設けて取り組んでもらい、仮に 期限までに黒字化が実現できなければ土産物店 運営業の規模縮小や廃止を含めて検討するこ とを指導すべきである。	R4	要	ショップの収支状況の傾向はコロナ期間を除けば、 改善傾向にあり、那覇土産の販売促進、認知度向上 の機能面の向上を求めつつ成果指標の設定を協議 し、一定期限を設けるよう努めます。	令和5年度	R4.4観光協会と協議し、ショップの売上金額、来 客者数・購入者数を成果目標とすることを決定しま した。 販売促進の取組みとして、ネット販売へ向けて準 備を開始しました。また、これまで離れていた観光 案内所とショップを集約し、観光案内所への来所 者がショップに流れやすくなることで集客数の増加 を図ります。 祭りや物産展などへの出店強化、今年度は那覇 ハリーデー会場で物販で予想以上の実績を上げ ました。	取組中
					R5	要	ショップの黒字化に向け、ネット販売や観光案内所 とショップの集約を実施し、また具体的な成果指標と 期間の設定について引き続き協議を行います。	令和5年度	ネット販売はR5.6.9へ開始しました。 観光案内所とショップの集約については、R5.8上 旬に工事完了。	取組中
210	観光課	55 88 417	意見	【観光案内所運営補助金】 ○沖縄県が運営する観光案内所との協業 市及び那覇市観光協会は、沖縄県を含めた3 者で、2つの観光案内所の役割分担を検討するこ ととともに、2つの観光案内所における業務の一元 化や窓口業務担当者の相互派遣等、費用削減 に繋がる施策の有無を検討いただきたい。	R4	要	旭橋の沖縄県観光案内所と牧志在の協会案内所 の役割分担について、今一度確認し、相互に効率 的運営となるよう観光協会とともに取り組みます。	令和4年度	R4.8に、沖縄県観光案内所を所管する沖縄県観 光振興課と本市観光課、那覇市観光協会の3者で 情報交換を行いました。 県の案内所については、広域県全体の案内、 市の案内所については、市内の案内が中心であ り、その役割が異なっている。お互いに足りない情 報を補完し、協力連携していくことで業務効率化を 図っていきます。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
211	商工農水課	78 421	意見	【小口資金融資事業】 ○低送する融資実績への対応策について 市は本事業の融資利用件数を増加させる施策を検討しているが、仮に県の制度融資により市内事業者のロープアッパー融資による借入需要が満たされているのであれば、あえて市の制度融資の件数を拡充する必要は無いとも言えるため、市の経済状況や銀行・商工会議所からの関連情報等を勘案し、市内におけるロープアッパー・融資による借入需要量を見極めた上で、必要と判断した場合にのみ本事業の融資利用件数を増加させる施策を実行すべきである。	R4	要	令和3年度に融資上限額の変更や窓口拡大等の内容の一部変更を盛り込んだ要綱改正を行い、借入需要量の状況を注視しているところである。それを踏まえた上で、県などの制度等の状況や景気・経済状況を考慮しながら当該制度についてどのような施策を講じるのが適切なものか検討して参ります。	令和4年度	令和4年4月1日付旧の規則を廃し、新たに要綱を制定しました。主な改正点として、融資上限額の変更や窓口拡大等の内容を盛り込み、利便性の向上を図りました。その結果、3年度と比較し、申込件数6件増(5件→11件)、融資実行件数7件増(2件→9件)、融資実行額24,560千円増(6,500千円→31,060千円)と利用実績の増につながりました。	整理済み
212	商工農水課	88 422	意見	【小口資金融資事業】 ○誤解を与えかねない契約書上の文言について 市と金融機関との間で締結される「那覇市小口資金融資の予約に関する契約書」において融資目録額が記載されており、目録額は市からの預託金の10倍の金額に設定されており、前述した本事業の性質と整合しない契約内容となっている。誤解を避けるために、契約書の文言について、「融資目録額」とするのではなく、「融資上限額」に改めるべきである。	R4	要	契約書の文言について、事業の性質に整合し、また誤解を避けるために適切な表現に改めることを検討します。	令和5年度	令和5年度の契約内容において、「融資目録額」という文言から、「融資上限額」という文言に修正し、契約の締結を行いました。	整理済み
213	商工農水課	88 423	意見	【小口資金融資事業】 ○貸倒損失の継続的な把握 一定水準以上の貸倒損失や貸倒損失発生が生じた場合には、その要因を分析し、融資した銀行とも情報共有の上で、次回以降の融資判断に役立てる、という業務フローの導入を検討された。	R4	要	貸倒要因の分析を行い今後の融資判断に役立てることができるよう金融機関と調整し導入の可能性を検討して参ります。	令和5年度	業務フローの導入を検討した結果、効果が期待できないものと認識しています。 理由として、当該事業の貸倒件数はここ数年1〜2件で推移しており、金融機関が有する膨大な貸倒件数と比較すると、融資判断の材料になる程のものではなく、仮に要因分析ができたとしても、数ある材料の一つに過ぎないことが挙げられます。 ※令和4年度保証付融資代位弁済件数264件(令和4年度沖縄県信用保証協会 事業報告書より) また、要因分析含む融資判断については各金融機関(保証の可否は沖縄県信用保証協会)で行われており、融資判断の要件は、小口のみならず他の融資事故の要因分析も踏まえて作られているため、業務フローの導入は効果が期待できないものと認識しています。	整理済み